

違法に支出した政務活動費の額は、8万2130円の2分の1である4万1065円である。

b C15-580

違法に支出した政務活動費の額は、18万7650円の2分の1である9万3825円である。

c C15-579

証拠（甲13の5）及び弁論の全趣旨によれば、戸塚議員は、ノートパソコン代金9万0806円のうち、1万3569円分についてはポイントカードを利用し、8000円分については金券を利用し、残額の6万9237円につき政務活動費を充当したことが認められる。

そうすると、9万0806円の2分の1である4万5403円の限度で政務活動に資する備品等に係る費用と認めるのが相当であるから、戸塚議員について違法に支出した政務活動費の額は、会派まちだ市民クラブが支出額として計上した6万9237円から、政務活動費を充当することが許される4万5403円を控除した金額（2万3834円）である。

(10) 会派まちだ市民クラブの違法支出額についてのまとめ

会派まちだ市民クラブが政務活動費として交付を受けた金額のうち、町田市に不当利得として返還するべき義務を負う金額は、別紙1-1「会派まちだ市民クラブ総括表」の⑥「返還請求額」欄記載のとおりであり、各項目ごとの違法支出額は、各項目の「違法支出額」欄記載のとおりである。

4 争点2-3（会派自民党に係る支出の本件各使途基準適合性等）について

(1) 鉄道賃に係る支出

ア J14-33から42まで

証拠（甲8の1）及び弁論の全趣旨によれば、J14-33から42までの各支出の領収書の発行時間は、午後11時42分から午前0時32分

まで、午前4時57分から午前7時09分までとなっていることがそれぞれ認められる。

原告らは、会派自民党が上記各支出の目的を「会議」又は「打ち合わせ」としていることを踏まえ、上記のような早朝からの会議や深夜まで続く会議は考え難いことから私的使用である旨主張するが、会議や打合せが長引いて午前0時前後になることや、会議や打合せに先立つ準備や調査のために公共交通機関を利用して早めに向かうことが通常あり得ないとはいえない。そのほか、原告らの上記主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえず、改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

イ J15-37から44まで

原告らは、上記各支出について目的の記載がないこと、調査を行った形跡がないこと等を根拠に改正前使途基準に違反する支出であると主張する。

改正前使途基準において鉄道賃の目的を明らかにすることは求められていないところ、原告らの上記主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえず、改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

ウ J16-24から39まで、44、49

原告らは、上記各支出について、目的が不明であること、早朝に発券されていること等を根拠に改正後使途基準に適合しない支出であると主張する。

上記ア及びイで説示したのと同様、原告らの上記主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわ

せる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえず、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

エ J16-40から43まで、J16-45から48まで

原告らは、J16-40から43まで、J16-45から48までの各支出について、政党活動を目的とするものであり、改正後使途基準に違反する旨主張するが、原告らの上記主張立証を踏まえても、上記各支出が政党活動を目的とする支出であるとは認められず、そのほか、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張主張立証がされたとはいえないから、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

オ J17-373から375まで、380から388まで

原告らは、上記各支出につき、目的が不明であること、遠方かつ政治活動であること、土曜日かつ観光スポットであること等を根拠に改正後使途基準に違反する支出であると主張するが、原告らの上記主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえず、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

カ J17-376から379まで

原告らは、上記各支出につき、遠方への泊りがけの旅行と推認されるが、渡辺議員は当時けがをしており、出張できる状況ではなかった旨主張する。

証拠（甲11の1、甲67の1及び2）によれば、渡辺議員は平成29年4月23日及び24日に名古屋におけるタクシー代（J17-20、21）を費用として計上していること、同年4月15日付けの渡辺議員のブログに「先日、階段で足を滑らし転倒し、背中を強打し、背中側の肋骨を四本以上骨折してしまいました。」「病院を二つまわり診察を受けましたが、レントゲンで見る限り、四本以上はボキッと骨折。角度を変えればも

う何本かは骨折している可能性も、、、とのこと。」「コルセット固定と強い痛み止め、胃薬、の処方を受け、後は安静にとのこと。強い痛み止めを飲んでやっと5センチほどづつ動けます。もちろん、咳、くしゃみ、腕を動かす事も出来ず、寝返り、呼吸ですら激痛を伴います。」「御約束していた皆様、申し訳ありません。急いで全力で復旧回復し活動を再開させたいです。」との文章が掲載されており、同年5月9日付けの同議員のブログには、「みなさんご無沙汰してました。肋骨5本7箇所骨折から、20日間たちました。だいぶ痛みも減り活動出来るようになりました。本日は視察で、朝から日野市役所を訪れてICT教育について教えて頂きました。」「福岡へ、、、、、、ご心配やご迷惑をおかけした皆様、申し訳ありませんでした。また激励を頂いた皆様、ありがとうございました。頑張ります。」との文章が掲載されていることが認められる。

渡辺議員の上記ブログの記載を前提にすると、渡辺議員は平成29年4月15日より前に転倒して骨折し、同日に肋骨4本以上の骨折が明らかとなり、同月20日頃に肋骨5本7箇所骨折と判明し、同年5月9日には痛みが減り活動できるようになったといえることができる。同年4月15日当時、強い痛み止めを飲んでやっと5センチほどづつ動けるという状態であったのが（同日のブログの記載）、同月23日ないし24日に泊りがけで名古屋に出張できる状態になるとはおおよそ考え難く、また、東京都内においても鉄道で移動できる状態にあったとも考え難いところ、名古屋への調査に係る報告書等が提出されたと認めるに足りる証拠はない。そうすると、上記鉄道賃（J17-376～379）及びタクシー代（J17-20、21）については、そもそも渡辺議員が支出したものではないことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されているといえるのに対し、被告又は会派自民党はこれを覆す適切な立証をしていない。

したがって、上記各支出はいずれも改正後使途基準に適合していない支

出であると認められる。

- (2) 有料道路通行料に係る支出 (J14-1~17、J15-1~24、J17-389~396)

証拠 (甲8の1、甲9の1、甲11の1) 及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、いずれも渡辺議員が「現地視察」、「現地調査」、「会議」を目的として支出したものであると認められる。

原告らは、料金所等から推測される行き先や時間帯、時期等を根拠に私的
目的である旨主張するが、原告の同主張立証を踏まえても、上記各支出につ
き、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形
的な事実の主張主張立証がされたとはいえないから、本件各使途基準に適合
していない支出であるとは認められない。

- (3) タクシー代に係る支出

ア 深夜又は早朝のタクシー利用に係る支出 (J14-18~21、J15-25、27~34、J16-1~6、10、11、J17-22、28)

イ J14-19、20、J15-25、27、30から33まで、J16-1、2、10

証拠 (甲8の1、9の1、10の1) 及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、午前1時台から午前5時台にタクシーを利用したものであること、各領収書には「現地視察」、「現地調査」、「会議」、「打合せ」等の目的が記載されていること (ただし、J16-1については目的の記載がない。) が認められるところ、上記時間帯において、上記各目的によるタクシー利用が必要となることは通常は考え難いのに対し、被告又は会派自民党は上記時間帯にタクシー利用が必要となったことについての具体的な事情等の主張立証をしていない。

したがって、上記各支出は、政務活動との間の合理的関連性を欠き、本件各使途基準に適合していない支出であると認められる。

(イ) J14-18、21、J15-28、29、34、J16-3から6
まで、11、J17-22、28

証拠(甲8の1、9の1、10の1、11の1)及び弁論の全趣旨によれば、J14-18及び21は、「現地調査」を目的とする午前6時台の利用、J15-28、29、J16-3から6まで、11は、「会議」を目的とする午前0時台、午前6時台、午前7時台及び午後11時台の利用、J15-34は、「会合」を目的とする午前0時台の利用、J17-22及び28は、「打合せ」を目的とする午後11時台の利用であることが認められるところ、上記各目的につき、上記各時間帯にタクシーを利用することが政務活動との間の合理的関連性を欠くとはいえず、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえない。

したがって、上記各支出は、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

イ 町田市外のタクシー会社の利用に係る支出(J14-22~32、J15-35、36、J16-12~23、J17-20、21)

(ア) 証拠(甲8の1、甲9の1、甲10の1、甲11の1)及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出(ただしJ17-20、21を除く。)については、町田市外のタクシー会社を利用していることが認められるが、前説示のとおり、議員の活動の範囲は広く、市外において政務活動を行うことも当然に想定され、そのほかの原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出について政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえない。

したがって、上記各支出が本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(イ) J17-20、21については、上記(1)カで説示したとおり、いずれも改正後使途基準に適合していない支出であると認められる。

ウ 元日のタクシー利用に係る支出(J16-7~9、J17-53、54) 証拠(甲10の1、甲11の1)及び弁論の全趣旨によれば、J16-7及び8は平成29年1月1日に「市民相談」目的で、J16-9は同月2日午前0時2分に「打合せ」目的で、J17-53及び54は同月1日に「打合せ」目的でそれぞれタクシーが利用されたものであることが認められる。

一般的に、新年の抱負や目標などを述べる目的の会合や打合せが元日に開かれることは否定できず、議員としての立場でそのような会合や打合せに参加することが、政務活動との間の合理的関連性を欠くとはいえない。そのほか、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出について政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえない。

したがって、上記各支出が改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

エ 定例会議期間中(最終日を含む。)のタクシー利用に係る支出(J17-1~9、23~27、29~52)

原告らは、上記各支出について、定例会議期間中のタクシー利用であり、また、同日にタクシーを利用しているものもあることから、第三者利用が疑われる旨の主張をする。

定例会議期間中のタクシー利用や同日の複数回利用が直ちに政務活動との間の合理的関連性を欠くことにつながるものではなく、そのほか、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえない。

したがって、上記各支出が改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

オ 選挙活動との関連性が指摘されている支出（J15-26、J17-10～19、55～82、337、338）

原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出が選挙活動目的でされたものと認めるに足りず、そのほか、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえない。

したがって、上記各支出が本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(4) 燃料費に係る支出

ア 渡辺議員に係る支出（J14-98～126、J15-179～197、J16-288～292、351～368、J17-404～407、503～525）

（ア）本会議中の給油に係る支出（J14-109）

証拠（甲8の1）及び弁論の全趣旨によれば、J14-109は、議会開催日の午前10時31分に給油されていることが認められ、渡辺議員以外の者が給油したことが推認されるから、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたといえる。これに対し、被告又は会派自民党はこれを覆すに足りる主張立証をしないから、上記支出は改正前使途基準に適合していないものと認めるのが相当である。

（イ）同日給油に係る支出

a 証拠（甲8の1）及び弁論の全趣旨によれば、①J14-98及び99、②J14-102及び103、③J14-104及び105、④J14-110及び111、⑤J14-125及び126、⑥J15-181及び182は、各同じガソリンスタンドで、ほぼ同一時刻

に給油したものであることが認められる。

b 会派自民党は、渡辺議員は政務活動のために複数人で移動する必要がある場合や、荷物を移動させる必要がある場合に複数台の車両を使用していた旨の主張をすところ、政務活動のために複数台の車両を必要とする場合が存することはあり得るが、上記各支出について政務活動のために複数台の車両を使用したと認めるに足りる証拠はない。

そうすると、上記①から⑥までの支出は、いずれかについては第三者の利用したものであると認められるところ、本件全証拠によってもいずれの支出が議員の利用したものであるかを認めるに足りないが、少なくとも低い方の支出額分については議員が利用した支出と認めることができる。したがって、金額が低い方の支出（J14-99、102、104、110、126、J15-181）については、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされているとはいえず、改正前使途基準に適合していない支出であるとは直ちには認められず、金額が高い方の支出（J14-98、103、105、111、125、J15-182）については改正前使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

c 上記bにおいて改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められないとした部分（J14-99、102、104、110、126、J15-181）について、上記aの給油状況に加え、渡辺議員の使用した車両が政務活動のためだけに使用されていたと認めるに足りる証拠がないことからすれば、渡辺議員の使用した車両は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記各支出のうち政務活動費を充当することが相当である額は、被告又は会派

自民党が渡辺議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は改正前使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

5 (ウ) 上記(ア)及び(イ)以外の給油に係る支出

上記各支出は、近接日の給油、燃料費の支払状況の違い、ガソリン種の違い等の原告らの主張立証を踏まえても、渡辺議員以外の第三者の給油に係る支出とまでは認めるに足りず、そのほか、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえない。

10 一方、上記(イ)cと同様の事情により、上記各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額については本件各使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

15 イ 松岡議員に係る支出 (J14-127~162、J15-286~313、J16-220~267、J17-402、463~477、557)

(ア) 本会議中の給油に係る支出 (J14-142、J17-402)

20 証拠(甲8の1)及び弁論の全趣旨によれば、①J14-142は、議会開催日(午前10時開会、午後4時32分散会)の午後1時40分に給油されていること、②J17-402は、議会開催日の午後0時32分に給油されていることがそれぞれ認められ、いずれも松岡議員以外の者が給油したことが推認されるから、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたといえる。これに対し、被告又は会派自民党はこれを覆すに足りる立証を
25 しないから、上記各支出は本件各使途基準に適合していないものと認めるのが相当である。

(イ) 上記(ア)以外の支出

上記各支出は、近接日の給油等の原告らの主張立証を踏まえても、松岡議員以外の第三者の給油に係る支出とまでは認めるに足りず、そのほか、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、
5 外形的な事実の主張立証がされたとはいえない。

上記各支出の給油状況に加え、松岡議員の使用した車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠がないことからすれば、松岡議員の使用した車両は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、
10 政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、被告又は会派自民党が松岡議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額については本件各使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

15 ウ 佐藤伸一郎議員に係る支出(J14-163~169、260~288、J15-157~171、314~333、J16-276、293~308、J17-398、400、441~459)

上記各支出は、近接給油、ガソリン種の違い等の原告らの主張立証を踏まえても、佐藤伸一郎議員以外の第三者の給油に係る支出とまでは認める
20 に足りず、そのほか、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえない。

上記各支出の給油状況に加え、佐藤伸一郎議員の使用した車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、佐藤伸一郎議員の使用した車両は、政務活動のためだけではなく、
25 後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記各支出のうち政務活動費を充当すること

が許される額は、被告又は会派自民党が佐藤伸一郎議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は本件各使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

5 エ 長村議員に係る支出（J14-170、171、289～306、J15-198～220、J16-369～394、J17-403、410、414、489、490、498、499、501、542～555）

(ア) 本会議中の給油に係る支出（J17-403）

10 証拠（甲11の1）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は、議会開催日の午後2時51分に給油されていることが認められ、長村議員以外の第三者が給油したことが推認されるから、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたといえる。これに対し、被告又は会派自民党はこれを覆すに足りる主張立証をしないから、上記支出は改正後使途基準に適合していないものと認めるのが相当である。

15 (イ) 同日給油に係る支出（J14-170、171、J15-198、199）

20 a 証拠（甲8の1、甲9の1）及び弁論の全趣旨によれば、①J14-170及び171、②J15-198及び199は、それぞれ、同じガソリンスタンドで、ほぼ同一時刻に給油していることが認められる。

25 会派自民党は、上記①について、一台の車両について給油する際にプリペイドカードの残高がなくなったためレシートが2枚に分かれたものである旨主張するところ、甲8の1によれば、J14-170はガソリン5.14リットルに係る支出、J14-171はガソリン21.71リットルに係る支出であることが認められ、J14-170

の給油量が少量であり、かつ、上記給油量の合計が26.85リットルであるところ、長村議員の他の給油における1回当たりの量が30リットルを超えることもあること(甲8の1、甲9の1)からすれば、一台の車両についての給油に係る支出であるとしても不自然ではない。

上記②については、甲9の1によれば、J15-198はガソリン20.33リットルに係る支出、J15-199はガソリン10.20リットルに係る支出であることが認められ、上記給油量の合計が30.53リットルであることからすれば、上記①と同様、一台の車両についての給油に係る支出であるとしても不自然ではない。

したがって、上記①及び②の支出について、会派自民党の上記主張を一概に排斥することはできず、いずれも複数台の給油に係る支出であると認めることはできない。

b 一方、上記各支出の給油状況に加え、長村議員の使用した車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、長村議員の使用した車両は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、被告又は会派自民党が長村議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は改正前使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)以外の支出

上記各支出は、近接日の給油等の原告らの主張立証を踏まえても、長村議員以外の第三者の給油に係る支出とまでは認めるに足りず、そのほか、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえない。

上記(イ)bと同様の事情により、上記各支出のうち政務活動費を充当することが許される額はその2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は本件各使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

5 オ 岩瀬議員に係る支出 (J14-172~198、J15-240~268、J16-277~287、326~350、J17-397、399、409、411~413、415~440)

(ア) 本会議中の給油に係る支出 (J17-397)

10 証拠(甲11の1)及び弁論の全趣旨によれば、J17-397は、議会開催日の午後1時38分に給油されていることが認められ、岩瀬議員以外の第三者が給油したことが推認されるから、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたといえる。これに対し、被告又は会派自民党はこれを覆すに足りる主張立証をしないから、上記支出は改正後使途基準に適合していないものと認めるのが相当である。

15 (イ) 上記(ア)以外の各支出

上記各支出につき、原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえない。

20 一方、上記各支出の給油状況に加え、岩瀬議員の使用した車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、岩瀬議員の使用した車両は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、被告又は会派自民党が岩瀬議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当で

あり、残り2分の1の額は本件各使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

カ 石川議員に係る支出（J14-199、J15-221～224、J17-478～485）

5 上記各支出につき、原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえない。

10 一方、上記各支出の給油状況に加え、石川議員の使用した車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、石川議員の使用した車両は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、被告又は会派自民党が石川議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は本件各使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

15 キ 藤田議員に係る支出（J14-200～214、J15-269～285、J16-309～325、J17-526～541、556）

20 上記各支出につき、原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえない。

25 一方、上記各支出の給油状況に加え、藤田議員の使用した車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、藤田議員の使用した車両は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記各支出のうち政務活動費を充当することが許さ

れる額は、被告又は会派自民党が藤田議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額については、本件各使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

5 ク 木目田議員に係る支出。(J14-215~230、J15-225~239、J16-421~430、J17-486~488、491~497、500、502、558)

上記各支出につき、原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえない。

10 一方、上記各支出の給油状況に加え、木目田議員の使用した車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、木目田議員の使用した車両は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記各支出のうち政務活動費に充当することが許される額は、被告又は会派自民党が木目田議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額については本件各使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

20 ケ 市川議員に係る支出(J14-231~259、J15-172~178、334~353、J16-268~275、395~414、416~420、J17-460~462)

上記各支出につき、原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえない。

25 一方、上記各支出の給油状況に加え、市川議員の使用した車両が政務活

動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、市川議員の使用した車両は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記各支出のうち政務活動費に充当することが許される額は、被告又は会派自民党が市川議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額については本件各使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

(5) 駐車場代に係る支出

上記3(5)の説示と同様、本件各使途基準における「駐車場代等」に該当するためには、政務活動との間に合理的関連性があり、必要性が認められる必要がある。

ア 夜間又は早朝の利用が指摘されている支出 (J14-68~72)

(ア) J14-68~71、73、74

証拠(甲8の1)及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出については、午後6時台から午前0時台までの間に利用したものであることが認められるところ、上記時間帯の駐車場の利用が、通常の市民からの市政相談や現地調査のために利用したものとして不自然であるとはいえないこと、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとは認め難いことからすれば、上記各支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(イ) J14-72

証拠(甲8の1)及び弁論の全趣旨によれば、平成26年12月4日午後10時03分から同月5日午前1時17分までの間、駐車場代として上記支出がされたものであり、その領収証には「現地視察」の印が押

されていることが認められる。しかし、通常の現地視察において、午前
1時17分までの駐車を要することは通常は考え難く、被告又は会派自
民党は上記時間帯に駐車場の利用が必要となったことについての具体的
な事情等の主張立証をしない。したがって、上記支出は、政務活動との
間の合理的関連性を欠き、改正前使途基準に適合していない支出である
と認められる。

イ 短時間（30分未満）の駐車が指摘されている支出（J15-51、5
7～59、63、78、114、145、J16-91、129、209、
213、214、J17-111、112、235、265、281、2
91、327、354）

短時間の会議、打合せ、現地調査は、その内容次第では不可能なもので
はなく、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出が政務活動との間に
合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証さ
れたとはいえない。したがって、上記各支出が本件各使途基準に適合して
いない支出であるとは認められない。

なお、後記ウ以下で検討するもののうち、上記要素の指摘が併せてされ
ているものの、原告らが本件各使途基準に適合していない具体的な事情を
主張立証していないものについては、同様の理由により、上記要素を根拠
に本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

ウ スポーツ施設の私的利用が指摘されている支出

(ア) J14-62

原告らの主張立証を踏まえても、木目田議員がプロバスケットボール
BJリーグを観戦するために上記支出をしたと認めるに足りず、そのほ
か、上記支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわ
せる一般的、外形的事実の主張立証があるということとはできないから、
上記支出は改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められな

い。

(イ) J 1 4 - 6 5

証拠（甲 8 の 1、甲 9 1）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は、佐藤伸一郎議員が、平成 2 7 年 3 月 1 5 日、町田市民球場において開催されていた町田市少年野球春季大会に藤田議員とともに来賓として出席した際のものであることが認められ、町田市少年野球春季大会に来賓として出席した行為は議員としての活動との間に合理的関連性を有するから、上記支出は改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(ウ) J 1 5 - 1 1 6

証拠（甲 9 の 1）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は平成 2 8 年 4 月 6 日のものであるが、平成 2 7 年度の政務活動費として計上されたものである。

改正前条例 8 条は、政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において市政に関する調査研究活動、広報広聴活動等に要する経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない旨を定めており、このことからすれば、交付を受けた政務活動費の総額から控除することが許される政務活動費は、当該年度において支出したもののみであると解するのが相当である。

したがって、上記支出は平成 2 7 年度の政務活動費には該当しない。

(エ) ペスカドーラ町田（フットサルクラブ）の試合観戦目的と指摘されている支出（J 1 5 - 1 1 7、1 1 9、1 2 1、1 3 1、1 3 2、1 3 4、1 3 5、J 1 6 - 1 5 4、1 5 7、1 6 0、1 6 5、1 7 2～1 7 4、1 7 6、J 1 7 - 3 2 8、3 3 2）について

a 佐藤伸一郎議員に係る支出（J 1 6 - 1 7 2～1 7 4、1 7 6）

証拠（甲10の1、甲88、93）及び弁論の全趣旨によれば、佐藤伸一郎議員は、①平成29年1月7日午後3時から開催されたペスカドーラ町田の試合観戦のために、同日午後3時20分から午後4時44分まで町田市立総合体育館第2駐車場を利用してJ16-173を支出したこと、②同月22日午後4時33分から午後6時15分まで同体育館第1駐車場を利用してJ16-174を支出したところ、同日午後4時30分から同体育館でペスカドーラ町田の試合（29節）が開催されていたこと、③同年2月12日午後4時04分から午後6時32分まで同体育館第2駐車場を利用してJ16-176を支出したところ、同日午後4時から同体育館でペスカドーラ町田の試合（32節）が開催されていたことがそれぞれ認められる。

なお、証拠（甲10の1、甲88）によれば、佐藤伸一郎議員は、平成28年12月18日午後3時56分から午後5時48分まで町田市立総合体育館第2駐車場を利用してJ16-172を支出したことが認められるが、平成28年度のペスカドーラ町田の試合日程表の24節には「12/11（日）16:00」、25節には「12/11（日）16:30」と記載され、25節の日程の上に手書きで赤色の「×」が付され、その上に「18」と記入されており、24節と25節はいずれも同体育館で実施されたが対戦相手が異なることからすれば、24節と25節が同一日であるとは考え難く、日にちの誤記であると思われるところ、曜日が「(日)」となっていること、25節は12月18日であるとする原告らの主張に対して被告又は会派自民党が積極的に争っていないことからすれば、18日の誤記であると認めるのが相当である。

以上のとおり、佐藤伸一郎議員は、J16-173についてはペスカドーラ町田の試合観戦のために支出したものであり、J16-17

2、174、176についても、ペスカドーラ町田の試合の時間帯に支出されたものであることからすれば、ペスカドーラ町田の試合観戦のために支出したことがうかがわれ、いずれも私的利用目的であることが推認されるのに対し、被告又は会派自民党は上記時間帯に政務活動のために駐車場の利用が必要となったことについての具体的な事情等の主張立証をしないことからすれば、上記各支出は、政務活動との間の合理的関連性を欠き、改正後使途基準に適合しない支出であると認められる。

b その他の支出（J15-117、119、121、131、132、134、135、J16-154、157、160、165、J17-328、332）

原告らの主張立証を踏まえても、ペスカドーラ町田の試合観戦のために上記各支出がされたと認めることはできず、そのほか、上記各支出が政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実の主張立証があるということとはできない。

したがって、上記各支出が本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(オ) 若林議員に係る支出（J15-136、J16-183）

a J15-136

証拠（甲9の1、甲47、48の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、若林議員が、平成27年12月6日8時57分から10時43分までの間、町田市立室内プール駐車場利用のために上記支出をしたこと、同日は町田市立室内プールにおいて第78回日本スイミングクラブ協会関東支部マスターズスイミングフェスティバルが開催され、118チーム、684名が参加したこと、若林議員は町田市水泳協会に所属するスイミングコーチでもあることがそれぞれ認められる。

上記事情を考慮すれば、上記各支出について、政務活動との間に合理的関連性を欠くことがうかがわれるのに対し、被告又は会派自民党は、これを覆す適切な立証を行わない。

したがって、上記支出は改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

b J16-183

証拠（甲10の1、48の3）及び弁論の全趣旨によれば、若林議員が平成28年11月20日午前8時31分から午前11時25分まで町田市立屋内プール駐車場を利用し、同日、同プールにおいてインターナショナル・スポーツネットワーク杯が開催されたことが認められることからすれば、若林議員が同杯への参加のために上記支出をしたと認めるのが相当である。そして、同杯への参加は、私的利用目的であることが推認される所、被告又は会派自民党は、上記推認を覆すに足りる立証をしない。

したがって、上記支出は改正後使途基準に適合していない支出であると認められる。

(カ) 岩瀬議員に係る支出（J15-137、J16-150）

a J15-137

証拠（甲9の1、甲44）及び弁論の全趣旨によれば、岩瀬議員が、平成28年2月14日に町田市立総合体育館内のレストランで開催された成瀬鞍掛スポーツ広場30周年記念式典に出席するため、同日午後2時35分から午後5時37分までの間、同体育館第1駐車場を利用して上記支出をしたこと、同式典においては、関係者のあいさつや元マラソン選手の講演があったことがそれぞれ認められる。

岩瀬議員の上記行為は、議員としての活動との間に合理的関連性を有し、政務活動に該当することから、上記支出は改正前使途基準に適

合していない支出であるとは認められない。

b J16-150

証拠（甲10の1、甲86の3、甲90）及び弁論の全趣旨によれば、岩瀬議員が町田市青少年の日のスポーツ柔道大会に参加した際に上記支出をしたことが認められ、同大会の参加は、私的利用目的であることが推認されるところ、被告又は会派自民党は、上記推認を覆すに足りる立証をしない。

したがって、上記支出は改正後使途基準に適合しない支出であると認められる。

(キ) 長村議員に係る支出（J15-138、J16-141、145～147）

証拠（甲9の1、甲10の1、甲11の3、甲43、甲86の2・3）及び弁論の全趣旨によれば、長村議員は、①町田市ソフトボール連盟の会長として平成28年3月5日午後5時30分からサン町田旭体育館の多目的室で開催された町田市ソフトボール連盟の平成27年度定期総会に出席するため、同日午後5時05分から午後8時までサン町田旭体育館・町田中央公園駐車場を利用してJ15-138の支出をしたこと、②町田市ソフトボール連盟女子チーム代表者会議に出席するためにJ16-141の支出をしたこと、③町田市ソフトボール連盟の研修会に出席するためにJ16-145の支出をしたこと、④町田市ソフトボール連盟の平成28年度定期総会に参加するためにJ16-146の支出をしたこと、⑤町田市ソフトボール連盟の理事会等に参加するためにJ16-147の支出をしたことがそれぞれ認められる。

長村議員の上記各行為は、議員としての活動との間に合理的関連性があることが否定できず、政務活動に該当することから、上記各支出は本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(ク) J16-140

原告らは、上記支出は佐藤伸一郎議員がソフトボール代表者会議に参加した際のものであると主張するが、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実の主張立証があるということとはできない。

したがって、上記各支出は改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(ケ) J16-153

原告らの主張立証を踏まえても、若林議員が東日本少年少女レスリング大会前日準備のために上記支出がされたと認めることはできず、そのほか、上記支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実の主張立証があるということとはできないから、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(コ) J16-166、169、170

原告らの主張立証を踏まえても、町田市柔道連盟50周年記念大会参加のために上記各支出がされたと認めることはできず、そのほか、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実の主張立証があるということとはできないから、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(サ) J17-331

証拠（甲11の1、甲94）及び弁論の全趣旨によれば、渡辺議員がテコンドー大会を観戦するために上記支出をしたことが認められ、私的利用目的であることが推認されるところ、被告又は会派自民党は、上記推認を覆すに足りる立証をしない。

したがって、上記支出は、改正後使途基準に適合していない支出であると認められる。

(シ) その他の支出 (J14-63、64、J15-118、120、122～130、133、139、J16-138、139、142～144、149、151、152、155、156、158、159、161～164、167、168、171、175、177～182、J17-329、330)

原告らの主張立証を踏まえても、スポーツ施設の私的利用により上記各支出がされたと認めることはできず、そのほか、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実の主張立証があるということとはできないから、上記各支出は本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

エ 病院の私的利用目的と指摘されている支出 (J14-75～79、J15-140～142、J16-184～196、J17-333、334)

証拠 (甲8の1、甲9の1、甲11の1) 及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は病院の駐車場に駐車した際の支出であると認められるところ、病院の駐車場に駐車した場合は、受診や見舞いなど、私的利用目的であることが推認されるから、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたといえる。

会派自民党は、J14-79につき、渡辺議員が、町田市にはなかったガンマ線放射線治療について重量子線治療ができるがんセンターとして神奈川県立がんセンターを訪問した際の支出である旨主張するところ、同主張に係る事実を一概に排斥することはできないから、上記推認は覆されたと認めるのが相当である。

他方、会派自民党は、上記各支出のうち、J14-79以外のものについて、病院は一般的に医療法人や医療関係者への調査、意見交換等が行われる場所であり、付近の現地調査等のために利用されることもある等の主張をするが、実際に医療法人や医療関係者への調査、意見交換等のために

上記各支出がされたと認めるに足りる的確な証拠は見当たらず、上記推認を覆すに足りない。

したがって、J14-79は改正前使途基準に適合しない支出であると認められないが、上記各支出のうちJ14-79以外のものについては本件各使途基準に適合しない支出であると認められる。

オ 政党の事務所等付近の駐車に係る支出

(ア) 自民党町田総支部付近の駐車場利用に係る支出(J14-47~49、J15-70~77、79~92、J16-59~62、75~80、99、J17-83~89、91~106)

証拠(甲21、甲54の1・2、甲56、甲86の2・3、甲90、95、104)及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、自民党町田総支部付近の駐車場を利用したものであること、上記各支出のうち、J14-47から49まで、J15-70、71、74、75、77、79、83から89まで、91、92、J16-59、60、62、77、78、80、99、J17-85、88、89、91、99から101まで、105については、その駐車時間帯に、自由民主党の連絡協議会、通常総会、自民党町田総支部役員会等が開かれていたことが認められる。

a J14-47~49、J15-70、71、74、75、79、83~89、91、92、J16-59、60、77、78、80、99、J17-85、91、99~101

証拠(甲86の2・3、甲90)及び弁論の全趣旨によれば、J15-83、87、88、J16-77については長村議員が自民党町田総支部役員会等に出席し、J16-59、60については岩瀬議員が同役員会等に出席したことが認められるものの、それ以外の支出については、当該議員が同役員会に参加していたことを認めるに足りる証拠はない。また、仮に参加していたとしても、市議会が会派により

運営されるものであることに照らすと、市議会における会派としての意見や方針決定を検討する前提として、会派の各議員の所属する政党の活動内容等を把握することの必要性及び有用性は高いから、自民党の役員会等に出席することが、政務活動との間に合理的関連性を有しないと直ちにいうことはできず、そのほか、原告らの主張立証を踏まえても、同各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証できているとはいえない。

したがって、上記各支出については、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

- b J 15-72、73、76、77、80から82まで、89、90、J 16-61、75、76、79、J 17-83、84、86、87、92から98まで、102から104まで、105、106

上記各支出については、当該議員が政党活動のために駐車場代を支出したと認めるに足りる証拠はなく、そのほか、原告らの主張立証を踏まえても、同各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証できているとはいえないから、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

- c J 16-62

甲10の1によれば、上記支出に係る領収証に使用目的が記入されていないことが認められ、そのほかの原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間に合理的関連性があると認めるに足りないから、上記支出については、改正後使途基準に適合していない支出であると認められる。

- d J 17-88、89

佐藤伸一郎議員が、タイムズ町田旭町駐車場を、①平成29年9月7日午後6時07分から午後7時24分まで(J 17-88)、②同日

午後4時57分から午後7時29分まで（J17-89）利用したとして計上するものであるところ、駐車時間帯が重なっているため、同一人の利用であるとは認め難く、少なくともいずれか一方については、佐藤伸一郎議員の政務活動との間に合理的関連性を有するものとはいえない。本件全証拠によっても、上記のいずれを佐藤伸一郎議員が利用したか認めるに足りる証拠はないが、少なくとも低い方の支出金額については佐藤伸一郎議員が支出したと認められるから、支出金額の低いJ17-88を佐藤伸一郎議員による支出、J17-89を佐藤伸一郎議員以外の第三者による支出として、政務活動との間に合理的関連性を欠き、改正後使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

(イ) 自民党三多摩総支部及び立川グランドホテル付近の駐車場利用に係る支出（J14-43～45、J15-111、J16-121～123、J17-335、336）

証拠（甲21、56、95）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、自民党三多摩総支部及び立川グランドホテル付近の駐車場を利用したものであること、上記各支出の利用時間帯に、立川グランドホテル等で自由民主党三多摩議員連絡協議会等が開催されたことがそれぞれ認められるが、当該議員が上記協議会等に参加していたことを認めるに足りる証拠はない。また、仮に参加していたとしても、市議会が会派により運営されるものであることに照らすと、市議会における会派としての意見や方針決定を検討する前提として、会派の各議員の所属する政党の活動内容等を把握することの必要性及び有用性は高いから、自民党の協議会等に出席することが、政務活動との間に合理的関連性を有さないとはいえず、そのほか、原告らの主張立証を踏まえても、同各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実

が主張立証できているとはいえない。

したがって、上記各支出については、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(ウ) 岩瀬議員に係る支出 (J16-124~128)

5 a J16-124、126

証拠 (甲86の3、甲90) 及び弁論の全趣旨によれば、J16-124は、岩瀬議員が、参議院議員候補者の中川まさはる (以下「中川」という。) の事務所開きに参加するために支出したものであること、J16-126は中川の決起集会に参加するために支出したものであることを認めることができ、これらは、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる事実該当する。これに対し、被告又は会派自民党においてこれを覆す適切な立証を行っているとはいえないから、上記各支出は、改正後使途基準に適合していない支出であると認められる。

10 b J16-125

原告らの主張立証を踏まえても、上記支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証できているとはいえないから、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

15 c J16-127

20 本件全証拠によっても、岩瀬議員が中川の緊急選挙対策会議のために上記支出をしたものであると認めることはできず、原告らの主張立証を踏まえても、同支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証できているとはいえないから、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

d J16-128

証拠（甲21、100、101）によれば、平成28年7月14日は東京都知事選挙の告示日であったこと、同日午後4時30分から立川駅北口伊勢丹前で同選挙の自民党候補者の街頭演説会が行われたこと、岩瀬議員が同日午後4時06分から午後5時35分までの間、P
J柴崎町第4に駐車したこと、岩瀬議員のブログの同月部分には、「参議院選挙、東京都知事選挙の遊説などのお手伝い!」、「東京都知事選挙三多摩第一声立川駅北口へ」等の記載があることが認められ、これらからすれば、同日、東京都知事選挙の自民党候補者の街頭演説会の手伝いのために上記支出をしたことが認められる。このことは、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる事実該当する。これに対し、被告又は会派自民党においてこれを覆す適切な立証を行っているとはいえないから、上記各支出は、改正後使途基準に適合していない支出であると認められる。

(エ) J16-132

本件全証拠によっても、若林議員が中川の個人演説会のために上記支出をしたものであると認めることはできず、原告らの主張立証を踏まえても、上記支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証できているとはいえないから、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(オ) J17-90

本件全証拠によっても、佐藤伸一郎議員が、衆議院解散についての小倉まさのぶ衆議院議員からの状況説明を受けるために上記支出をしたものであると認めることはできず、原告らの主張立証を踏まえても、同支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証できているとはいえないから、改正後使途基準に

適合していない支出であるとは認められない。

カ 早朝のチラシまき目的の駐車と指摘されている支出（J14-50～61、J15-93～104、108、J16-103～105、107～120）

原告らは、上記各支出について、早朝のチラシまき等政党活動のための支出である旨主張するが、実際にチラシまき等の活動が行われたことを認めるに足りる証拠はない。仮に、チラシまき等の街頭活動のための駐車であったとしても、街頭活動は、議員が、個人として市政報告や自らの理念等の発信目的等で行う場合には広く市民からの意見を聞く場又は聞く契機となるから、政務活動に該当しないとはいえない。

本件において、街頭活動を政党として行っていたと認めるに足りる証拠はなく、そのほか上記各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとは認められず、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

キ 選挙活動への利用目的と指摘されている支出

(ア) J16-65、67、70

証拠（甲10の1、甲21、55、86の3）及び弁論の全趣旨によれば、長村議員は、自民党町田総支部における参議院選挙対策会議のために上記各支出をしたことが認められ、このことは、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる事実該当する。これに対し、被告又は会派自民党においてこれを覆す適切な立証を行っているとはいえないから、上記各支出は、改正後使途基準に適合していない支出であると認められる。

(イ) 佐藤伸一郎議員のシバヒロ駐車場利用（J17-109、110、113～233）

a J17-113から126まで、129から233まで

原告らは、都議会議員選挙投票日の2か月前からの佐藤伸一郎議員のシバヒロ駐車場利用について、選挙対策に向けた政党活動目的であるという趣旨の主張をするが、原告らの主張立証を踏まえても、選挙活動目的の支出であると認めるに足りず、上記各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとは認められず、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

b J17-109、110、127、128

原告らは、上記各支出のうち、J17-109及び110、J17-127及び128がそれぞれ同日駐車であることが不自然である旨を主張するが、議員の活動が広範なものに及ぶことからすれば、同日に複数回駐車することが直ちに不自然であるとはいえない。原告らのその他の主張立証を踏まえても、上記各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとは認められず、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(ウ) その他の支出 (J16-63、64、66、68、69、71～74、J17-238～243、245、247～252、254、258～262、268、269、278、279、282、283、293、294、300～302、304、305、307、320～326)

原告らは、選挙活動目的で上記各支出がされた旨主張するが、原告らの主張立証を踏まえても、選挙活動目的で上記各支出がされたと認めるに足りず、そのほか上記各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとは認められない。したがって、上記各支出が改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

ク その他の支出

(ア) J14-66

原告らは、上記支出は郷友会町田支部の通常総会に参加したものである旨主張するが、原告らの主張立証を踏まえても、上記支出が同総会に参加した際に支出したものであると認めるに足りない。したがって、上記支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(イ) J14-88

証拠(甲8の1、甲21)及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は、木目田議員がオクトーバーフェスタを視察するためのものであることが認められ、イベントの視察は、政務活動との間に合理的関連性を有すると認めるのが相当である。

原告らは、上記駐車時間が15分という短時間であることを指摘するが、15分であってもイベントを視察することは可能であるから、原告らの上記指摘を踏まえても、改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(ウ) J15-105から107まで

証拠(甲9の1、甲38)及び弁論の全趣旨によれば、藤田議員がコムパーク多摩境を、①平成28年1月25日午前6時30分から午前6時40分まで(J15-105)、②同月26日午前6時36分から午前8時04分まで(J15-106)、③同年2月12日午前6時25分から午前7時58分まで(J15-107)それぞれ利用したとして上記各支出を政務活動費として計上したこと、同年1月25日の藤田議員のブログに自転車で移動した旨の記載があることが認められる。

前説示のとおり、短時間であっても政務活動を行うことは可能であるものの、上記①は午前6時30分から午前6時40分までの早朝の利用

であり、通常人と書類のやりとりや打合せをすることが想定される時間帯とはいえず、また、上記時間帯に現地調査を行うことを要した特別の事情も見当たらない。同日の藤田議員のブログにおいて自転車で移動した旨の記載があることについて被告又は会派自民党から何らの説明がないことも併せて考慮すると、上記①については、藤田議員が支出したものであるといえるかについて疑問があるから、改正前用途基準に適合していない支出であると認められる。

これに対し、上記②及び③については、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとは認められず、改正前用途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(エ) J15-143、144

証拠(甲9の1、甲21)及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、本会議開催日の午前6時台又は7時台から午後6時台まで、町田市役所付近のタイムズ森野2丁目駐車場を利用した際のものであり、上記各支出の領収証には「会議」の印が押されていることが認められる。

仮に議員が本会議に出席するために上記各支出をしたのであれば、それは議会活動のための支出に該当し、政務活動のための支出とは認められない。被告及び会派自民党は、議員の秘書などが政務活動のために駐車をすることがあり得る旨主張するが、具体的な事情に係る主張立証をしないことからすれば、同主張を採用することはできない。

したがって、上記各支出が改正前用途基準に適合していない支出であると認められる。

(オ) J15-147、148

原告らは、上記各支出は東京ドームで開催されたボクシングの試合の観戦のためのものである旨主張するが、原告らの主張立証を踏まえても、



上記各支出がボクシングの試合観戦のためのものであると認めるに足りず、その他政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとは認められないから、改正前用途基準に適合していない支出であるとは認められない。

5 (カ) 消防団の行事への参加が指摘されている支出 (J 15-45、J 16-57、J 17-236、313、314)

原告らは、上記各支出は町田市消防団出初式への参加のためのものである旨主張するが、原告らの主張立証を踏まえても、上記支出が同出初式への参加のためのものであるとは認められない。また、仮に同出初式
10 に参加するためのものであったとしても、消防団の活動の視察は政務活動との間に合理的関連性を有することが否定できないから、本件各用途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(キ) J 16-58

原告らは、上記支出は、東京2020オリンピック・パラリンピック
15 フラッグツアー歓迎セレモニー参加のためのものである旨主張するが、原告らの主張立証を踏まえても、上記支出が同セレモニー参加のためのものであるとは認められない。その他政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとは認め
20 られないから、上記支出が改正後用途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(ク) J 16-219

証拠 (甲10の1、21、甲86の3、甲128) によれば、平成2
9年2月25日午後3時から午後4時まで町田郷友会の新年会において
25 下田市長の講演「下田市再興目指して」が、午後4時30分から賀詞交歓会が千寿閣で行われたこと、上記支出は、同日午後2時29分から午後6時31分まで千寿閣駐車場を利用したことによるものであることが

それぞれ認められるところ、本件全証拠によっても当該議員が上記の会に参加するために上記支出をしたとは認めるに足りない。また、仮に上記会に参加するために支出したとしても、上記会は、下田市長による講演や、意見交換が想定されていることからすれば、政務活動との間の合理的関連性を欠くともいい難い。

したがって、上記支出が改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(カ) その他の支出 (J 14-46、67、80~87、89~97、J 15-46~50、52~56、60~62、64~69、109、110、112、113、115、146、149~156、J 16-50~56、81~90、92~98、100~102、106、130、131、133~137、197~208、210~212、215~218、J 17-107、108、234、237、244、246、253、255~257、263、264、266、267、270~277、280、284~290、292、295~299、303、306、308~312、315~319、339~353、355~372)

原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとは認め難く、上記各支出は本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(6) 資料購入費に係る支出

ア 一般新聞の購読に係る支出 (J 14-307~313、J 15-354~363、J 16-431~439、J 17-559~566)

上記3(6)ア(ア)aのとおり、一般新聞の購読は、市政に関連する政務活動としての必要性及び合理性が認められるというべきであり、同時に複数の

新聞社の一般新聞を購読している場合についても、同じく必要性及び合理性が認められる。

(ア) J14-308

上記支出について、証拠（甲8の2）及び弁論の全趣旨によれば、J14-308については、佐藤伸一郎議員を宛名とする平成26年8月分の読売新聞の領収書（3607円）のみが提出されていることが認められる。

会派自民党は、①事務処理の負担を減らすために1か月の領収書のみの提出で足りる旨議員間での申合せをしたこと、②平成27年度から平成29年度までにおいて同じ新聞社から同じ新聞を継続して購読していることが、平成26年度においても12か月分継続的に支出していることの裏付けになるとして、平成26年4月から平成27年3月までの読売新聞の購入費に政務活動費を充当することが許されるべきであると主張する。

上記①については、本件条例7条において、政務活動費に係る領収書の提出が必要とされているところ、当該申合せは議員間の事実上のものにすぎず、本件条例7条の義務を免除する効果を生じさせるものではない。そうすると、J14-308については、11か月分の購読料を支出したことを証する領収書が存在せず、領収書を徴することが困難な場合に領収書の代わりに提出を認められている会派代表者の支払証明書（改正前規則10条）が提出されたと認めるに足りる証拠もない。また、佐藤伸一郎議員が平成27年度から平成29年度まで読売新聞を購読していたことから平成26年度も継続して購読していたことが認められるともいえないから、上記②を採用することもできない。したがって、平成26年度の11か月分の読売新聞購読料に政務活動費を充当することは許されず、領収書がある平成26年8月分の支出（3607円）の限

度においてのみ政務活動費を充当することが許されるにとどまり、会派自民党の計上金額4万3284円との差額3万9677円は政務活動費への充当が許されない。

(イ) J14-310

J14-310については、収支報告書に添付されたのは平成26年4月分の産経新聞の領収書(3034円。甲8の2)のみであったが、本件訴訟係属中に丙C1(平成26年4月から平成27年3月までの産経新聞の領収書)が提出されたことにより、平成26年度における12か月分の支出の立証がされたといえ、その全額について政務活動費を充当することが許される。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)以外の支出

証拠(甲8の2、甲9の2、甲10の2、甲11の2)によれば、上記各支出は、会派自民党の議員が一般新聞の購読料として支出したものであることが認められるから、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

イ 機関誌「倫風」に係る支出(J14-314、J15-364)

証拠(甲8の2、甲9の2、丙C8の1及び2)及び弁論の全趣旨によれば、実践倫理宏正会の機関誌「倫風」の令和元年7月号には、「ハラスメントのない社会のために」、「見守り」「待ち」「寄り添う」子育て、「民主制と立憲君主制」等の記事が、令和4年11月号には、「再生医療の現状と展望」、「お金以外で繋がる社会～共生社会を作る利他の心～」等の記事がそれぞれ掲載されていたことが認められ、「倫風」を発行している団体の関心を反映する観点からの社会生活における問題点に関する内容といえることからすると、その購読には、市政に関連する政務活動としての必要性及び合理性が認められるというべきであるから、上記各支出は、改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(7) 広報費に係る支出

ア 意見広告に係る支出（J14-315～318、J15-365～368、J16-440～442、J17-567～569）

5 (ア) 上記3(7)ウ(ア)と同様、意見広告に係る支出については、当該会派としての意見を広報する一環としての意見広告の範囲を超えていなければ、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

10 (イ) 証拠（甲8の3、甲9の3、甲10の3、甲11の3）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、会派自民党が意見広告代として武相新聞及び町田ジャーナルに支出した費用であること、平成26年度及び平成
15 27年度の意見広告（J14-315～318、J15-365～368）は、「地域に根ざした町田市議会自由民主党会派 ・多摩都市モノレール、小田急多摩線の早期延伸！ ・2020年東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致！ ・中心市街地の活性化推進！」等（「教育費、学校配当予算の確保！」が付加されているものもある。）との内容であること、平成28年度の意見広告（J16-440～442）は、
20 上記に、「妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の実現！」が付加されたものであること、平成29年度の意見広告（J17-567～569）は「地域に根ざした町田市議会自由民主党会派 町田の未来に責任を持ちます。」との内容であることがそれぞれ認められ、その内容が会派自民党としての意見を広報する一環としての意見広告の範囲を超えているとはいえない。

以上からすれば、本件各支出は、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

イ J15-369（動画撮影代）

25 証拠（甲9の3）及び弁論の全趣旨によれば、J15-369の領収証には、「¥10,000－ 但 動画撮影代として」との記載があることが

認められ、また、当該動画の内容を明らかにする証拠はない。

本件各使途基準における「広報費」とは、「会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために要する経費」であり、動画撮影代は典型的な政務活動費に該当するものとはいえず、また、上記動画撮影代が上記「広報費」に該当すると認めるに足りる証拠はないから、上記支出は改正前使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

ウ J15-370（平成28年3月分から8月分のHP管理費）

(ア) 改正後条例8条は、政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において政務活動に要する経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない旨を定める。同条の規定からすれば、基本的に、当該年度以外の年度に支出することは予定しておらず、債務が次年度に発生するものであるものの当該年度に前払をした金額を当該年度の政務活動費として充てることは、上記残余額の返還義務を免れるために意図的にそのような処理をしたなどの特段の事情がある場合を除き、改正後条例8条の趣旨に反するものではないというべきである。

(イ) 証拠（甲9の3）及び弁論の全趣旨によれば、J15-370は若林議員が支出したものであり、その平成28年3月2日付けのレリッシュ株式会社の領収書には、「¥16,200- 但し ウェブサイト更新業務委託契約（2016年03月～08月分） 上記正に領収いたしました。」との記載があること、若林議員は、同会社に対するウェブサイト更新業務委託契約の平成27年3月分から8月分までの費用（1万6200円）を同年4月13日付けで、同年9月分から平成28年2月分までの費用（1万6200円）を同年8月25日付けで支払ったことがそれ

5
それぞれ認められる。

上記認定事実によれば、若林議員は、3月から8月までと9月から翌年の2月までという6か月ごとに上記契約の対価を支払っていることが認められ、また、J15-370の支出については平成28年3月分の費用も含まれることからすれば、平成27年度の残余金の返還義務を免れるために意図的に前払をした金額を同年度の政務活動費に充てたとは認められない。

したがって、J15-370の支出は、改正後条例8条の趣旨に反するものではなく、平成27年度の政務活動費に充てることが許されないものではない。

10
エ 松岡議員に係る支出（J17-570、571）

証拠（甲11の3）及び弁論の全趣旨によれば、J17-570については封筒代4万3300円（4.33円×1万部）、J17-571については議会報告の印刷代13万9380円（3.09円×4万5000部）として松岡議員が支出したものであること、J17-570の支出に係る領収書の品名には「【印刷物】長形3号封筒 ver4.3 10000部」との記載があり、J17-571の支出に係る領収書の品名には「【印刷物】議会報告No.15 45000部」との記載があること、松岡報告書（甲11の3・435～438頁）には、「本年度（中略）も宜しくお願い致します！」との記載の後に「風薫る季節になりました。」との記載があること、平成29年10月5日に発送された印刷物の領収書の品名には「【印刷物】議会報告No.15.1 15000部」との記載があること、松岡議員が印刷した議会報告を全て配布し終わると、最新号を再度印刷して配布していたことがそれぞれ認められる。

25
上記認定事実によれば、上記各支出は松岡報告書の印刷代及びその封筒代であることが認められ、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出と

政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的
事実が主張立証できているとはいえない。

したがって、上記各支出は改正後使途基準に適合していない支出である
とは認められない。

5 オ 岩瀬議員に係る支出（J17-572、573、583）

(ア) J17-572、573

証拠（甲11の3、丙C11）及び弁論の全趣旨によれば、岩瀬議員
が平成29年5月10日に切手を8200円分、同月11日に切手を8
200円分購入したこと、領収書綴りの上記各領収書の下部には「見本
10 は別紙参照(市政レポート2018号)」と手書きで記載されていること、
市政レポート2018年号は平成30年1月25日頃、市政レポート2
017年号は平成29年3月29日頃に各印刷されたことがそれぞれ認
められる。

上記切手が平成29年5月に購入されたものであることからすると、
15 それが平成30年1月25日に印刷された市政レポート2018年号に
使用されたとは考えにくいところ、会派自民党は、上記切手は平成29
年3月29日頃に印刷された市政レポート2017年号のために使用さ
れたものであって、領収書綴りの上記手書きの記載は誤記である旨主張
しており、上記認定事実に照らせば、会派自民党の上記主張には相応の
20 合理性があり、一概に排斥することはできない。

したがって、上記各支出が改正後使途基準に適合していない支出であ
るとは認められない。

(イ) J17-583

a 上記3(7)エと同様、報告書等の印刷代については、その記載内容等
25 を踏まえて本件各使途基準の定める広報費に該当するか否かを検討し、
選挙に向けての得票活動に係る記載がある場合には、その記載内容に

応じ、その一部又は全部につき改正後使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

5 b 証拠（甲11の3）及び弁論の全趣旨によれば、会派自民党は、岩瀬議員の市政レポート2018年号の印刷代29万1600円に政務活動費を充当したこと、上記市政レポートには、「いわせ和子は、3期12年間、（中略）多くの市民の皆様からの信頼と大きな期待に応えるべく、町田市の更なる発展に向け、全力で仕事に取り組んできました。」との記載があるものの、市議会議員選挙の得票活動に係る記載は見当たらないことがそれぞれ認められる。

10 したがって、原告らの主張立証を踏まえても、上記支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとは認められず、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

カ 渡辺議員に係る支出（J17-574、589）

15 証拠（甲11の3、甲78）及び弁論の全趣旨によれば、会派自民党は、渡辺議員の市政報告チラシの印刷代17万3510円（支出日・平成29年11月16日）及び8万2305円（支出日・平成30年1月26日）に政務活動費を充当したこと、同チラシには、渡辺議員のプロフィールや町田市議会での実績紹介のほかに、衆議院議員のコメントとして、「渡辺げんたろうさんを推薦します!」、「渡辺げんたろうさんは、ふるさと町田への愛情に溢れた実行力ある議員です。市民の安全と安心を守るため、消防団等充実強化法に基づく条例改正などでも、ともに連携してきました。これからも、町田市の発展に不可欠な議員だと確信しています。また、誠実で正義感の強い人柄も自信をもって推薦できます。皆様の応援をよろしく
20 お願いします。」と記載されていること、渡辺議員の平成29年11月21日のブログには、「自宅に『市政報告』のチラシが大量に届きました。（中
25

略)町田市では来年2月に4年に1度の市長・市議会議員選挙があります。頑張って配布し支持をお願いしてまいります。」との記載がされたことがそれぞれ認められ、これらを踏まえると、上記チラシは、市議会議員選挙の得票活動に係るものであると認めるのが相当である。

5 上記認定事実によれば、上記各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたといえ、これに対し、被告又は会派自民党においてこれを覆す適切な立証を行っていないから、上記各支出は改正後使途基準に適合していない支出であると認められる。

10 キ 三遊亭議員に係る支出 (J17-575)

証拠(甲11の3)及び弁論の全趣旨によれば、会派自民党は、三遊亭議員の通信チラシ(はるかぜ24号。平成29年11月号)の印刷代として15万2280円を支出し、13万7052円を広報費として計上したこと、同通信チラシの発行は会派自民党であり、その内容において得票活動に係る記載が特段見当たらないことが各認められる。

15 上記認定事実を鑑みれば、原告らの主張立証を踏まえても、上記支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとは認められず、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

20 ク 若林議員に係る支出 (J17-576、584)

証拠(甲11の3)及び弁論の全趣旨によれば、若林議員は、平成29年12月6日に議会報告の印刷費等のために28万3303円(うち540円は振込手数料)、平成30年2月7日に議会報告の印刷代等のために28万1143円(うち540円は振込手数料)を各支出したこと、同議会報告には、1枚目冒頭に「波乱の衆議院議員選挙終わる!!」との表題が大きく印字されており、「10月22日は第48回衆議院議員選挙でした。

突然の解散風から、突然の新政党立ち上げ等、目まぐるしい動きにあつという間の1か月間でありました。(中略) 来年の2月には、町田市も市長・市議会議員選挙があります。政治は安定をしているからこそ政策がスムーズに実行され、着実に成果を生むものであると考えます。今後とも、皆様からのご意見・ご要望をいただき、政策の実現に取り組んでまいります。引き続き、ご支援ご協力よろしくお願ひいたします。」「7月に東京都議会議員選挙、10月には衆議院議員選挙がありました。(中略) 選挙による判断は、政局によるものではなく、4年間の任期を全うしてから政策による判断の下、選挙が行われることが本来の姿であると感じます。」「先の第48回衆議院議員選挙において、私も応援していた(中略)が3期目の当選をされました。引き続き総務大臣政務官を務めます。皆様のご支援ありがとうございました。」との記載があることが各認められる。

上記認定事実によれば、上記議会報告は、政党活動を含む選挙活動が主たる目的であると認めるのが相当であり、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されているといえる。これに対し、被告又は会派自民党においてこれを覆す適切な立証が行われているとはいえないから、上記各支出は、改正後使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

ケ 木目田議員に係る支出 (J17-577~582、585)

証拠(甲11の3)及び弁論の全趣旨によれば、木目田議員が市政報告チラシ代等として上記各支出をしたこと、同市政報告において、木目田議員の議会等の活動報告のほかに、平成26年2月の市議会議員選挙で初当選してから4年がたとうとしていること及び平成30年2月の市議会議員選挙の日程が記載されており、「市政報告送付のご案内」と題する書面において、「私木目田英男の町田市議会議員の1期目任期満了を前に、この4年間に行ってきた仕事や議会での質問の一部についてご報告申し上げたくご

案内を送付させていただきます。(中略) 市政報告とともに、私自身の今までの実績、これから目指すところなどを記載いたしましたリーフレットも同封させていただきます。是非ともご高覧賜り、お知り合いの方にも町田市議会議員・木目田英男をご紹介賜りますようよろしくお願い申し上げます。」「お知らせ 町田市議会議員選挙の日程が決まりました。平成30年2月18日(中略) 投票日2月25日(日)」との記載があることが認められる。

上記認定事実によれば、上記市政報告には、平成30年2月の町田市議会議員選挙に向けての得票活動の一環であることをうかがわせる記載があり、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されているといえる。これに対し、被告又は会派自民党においてこれを覆す適切な立証が行われているとはいえない。したがって、上記各支出は、改正後使途基準に適合していない支出であると認められる。

コ 石川議員に係る支出 (J17-586、587)

証拠(甲11の3)及び弁論の全趣旨によれば、石川議員は、平成30年1月31日、市議会報告(平成30年2月号)の印刷代等として12万4740円を、同年2月5日、チラシ郵送代として14万1028円をそれぞれ支出したこと、同市議会報告には石川議員の活動内容が記載されているところ、市議会議員選挙の得票活動に係る記載は見当たらないことがそれぞれ認められる。

上記認定事実によれば、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されているとはいえない。したがって、上記各支出が改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

サ 長村議員に係る支出 (J17-588)

証拠（甲11の3）及び弁論の全趣旨によれば、長村議員は、平成30年3月14日、市政報告チラシの印刷代等として49万2480円を支出したこと、同市政報告には、長村議員のプロフィールや平成26年3月から平成29年12月までの活動内容の記載があるところ、市議会議員選挙の得票活動に係る記載は見当たらないことがそれぞれ認められる。その他、原告らの主張立証を踏まえても、上記支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されているとはいえない。したがって、上記各支出が改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(8) 通信運搬費に係る支出

ア はがき代等の支出

(ア) J14-319

原告らが主張する二重計上の事実を会派自民党が認めていることから、上記支出に政務活動費を充当することは許されない。

(イ) 大量のはがき、切手の購入が指摘されている支出（J14-320～324、J15-371～376）

上記各支出につき、原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実の主張立証がされたとはいえず、上記各支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

イ 若林議員の通信費に係る支出（J15-377、J16-446）

証拠（甲9の4、甲10の4）によれば、若林議員が平成27年度及び平成28年度に実際に支出した通信費の金額は、別表J1-1及び別表J1-2の各「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

一方、若林議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだ

けではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、若林議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表J1-1及び別表J1-2の各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派自民党が政務活動費を違法に充当した額は、別表J1-1及び別表J1-2の各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

ウ 三遊亭議員の通信費に係る支出（J15-378、379、J17-641）

証拠（甲9の4、甲11の4）によれば、三遊亭議員が平成27年度及び平成29年度に実際に支出した通信費の金額は、別表J2-1-1、別表J2-1-2及び別表J2-2の「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

一方、三遊亭議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、三遊亭議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表J2-1-1、別表J2-1-2及び別表J2-2の各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派まちだ市民クラブが政務活動費を違法に充当した額は、別表J2-1-1、別表J2-1-2及び別表J2-2の各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

エ 佐藤伸一郎議員の通信費に係る支出（J15-380～389、J17-633～640）

証拠（甲9の4、甲11の4）によれば、佐藤伸一郎議員が平成27年

度及び平成29年度に実際に支出した通信費の金額は、別表J3-1及び別表J3-2の「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

一方、佐藤伸一郎議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、佐藤伸一郎議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表J3-1及び別表J3-2の各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派自民党が政務活動費を違法に充当した額は、別表J3-1及び別表J3-2の各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

オ 松岡議員の通信費に係る支出（J15-390～405、J16-443、444、J17-642～647）

証拠（甲9の4、甲10の4、甲11の4）によれば、松岡議員が平成27年度から平成29年度までに実際に支出した通信費の金額は、別表J4-1から別表J4-4までの「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

(ア) 携帯電話料金に係る支出

松岡議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、松岡議員が携帯電話料金分として支出した金額の2分の1の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当である。

(イ) 固定電話利用料金に係る支出

証拠（甲185の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、松岡議員は、平成26年と平成30年の選挙期間中、本件電話番号の回線を後援会事務所に移していたことが認められるが、上記各支出は平成27年度及び平成28年度並びに平成29年度のうち4月分から9月分までのものであり、選挙期間中のものではないから、選挙目的で利用されたものとは直ちには認められない。他方、松岡議員が本件電話番号の回線を選挙活動に用いている期間がある以上、自宅用に本件電話番号以外の回線の契約をしていたこと（丙C4）を踏まえても、当該期間以外にも、政務活動以外、すなわち、後援会活動、政党活動その他の政治活動に用いていた蓋然性が高く、そうすると、松岡議員が固定電話利用分として支出した金額の2分の1の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当である。

(ウ) 小括

上記各支出のうち、会派自民党が政務活動費を違法に充当した額は、別表J4-1から別表J4-4までの各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

カ 市川議員の通信費に係る支出（J15-406、J16-445）

証拠（甲9の4、甲10の4）によれば、市川議員が平成27年度及び平成28年度に実際に支出した通信費の金額は、別表J5-1及び別表J5-2の「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

一方、市川議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、市川議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表J5-1及び別表J5-2の各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で本件各使途基準に適合して

いる支出であると認めるのが相当であり、会派自民党が政務活動費を違法に充当した額は、別表 J 5 - 1 及び別表 J 5 - 2 の各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

5 キ 藤田議員の通信費に係る支出 (J 1 5 - 4 0 7、J 1 6 - 4 4 7、J 1 7 - 6 4 9)

証拠 (甲 9 の 4、甲 1 0 の 4、甲 1 1 の 4) によれば、藤田議員が平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までに実際に支出した通信費の金額は、別表 J 6 - 1 から別表 J 6 - 3 までの「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

10 一方、藤田議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、藤田議員が通信費として支出した金額の 2 分の 1 (別表 J 6 - 1 から別表 J 6 - 3 までの各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額) の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派自民党が政務活動費を違法に充当した額は、別表 J 6 - 1 から別表 J 6 - 3 までの各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

15 ク 木目田議員の通信費に係る支出 (J 1 5 - 4 0 8、4 0 9、J 1 6 - 4 5 2、4 5 3、J 1 7 - 6 0 0 ~ 6 3 2)

20 (ア) 証拠 (甲 9 の 4、甲 1 0 の 4、甲 1 1 の 4) によれば、木目田議員が平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までに実際に支出した通信費の金額は、別表 J 7 - 1 - 1 から別表 J 7 - 3 までの「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

25 証拠 (甲 9 の 4、甲 1 0 の 4、甲 1 1 の 4、甲 1 8 6) 及び弁論の全趣旨によれば、上記通信費は、木目田議員が支出した 1 つの固定電話料

金を計上したと認めるのが相当であり、木目田議員が支出した2つの固定電話料金が計上されている旨の原告らの主張を採用することはできない。

また、証拠（甲9の4、甲10の4、甲11の4）によれば、会派自
5 民党は、木目田議員の通信費について、平成27年度は携帯電話端末機
購入代金の分割金を控除していたが、平成28年度及び平成29年度は
これを控除せずに計上したことが認められる。前説示のとおり、改正前
運用指針から改正後運用指針に改定された際に、携帯電話機1台分につ
いては政務活動費として計上することが許されるようになったことか
10 ら、平成28年度以降はその限度の支出であれば改正後使途基準に適合
していないとはいえず、平成28年度及び平成29年度の上記計上が違
法であるとはいえない。

(イ) 一方、木目田議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに
足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動の
15 ためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動
のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、木目田議員
が通信費として支出した金額の2分の1（別表J7-1-1から別表J
7-3までの各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で
本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会
20 派自民党が政務活動費を違法に充当した額は、別表J7-1-1から別
表J7-3までの各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと
認めるのが相当である。

ケ 岩瀬議員の通信費に係る支出（J15-410～421、J16-45
1、J17-591～599）

25 証拠（甲9の4、甲10の4、甲11の4）によれば、岩瀬議員が平成
27年度から平成29年度までに実際に支出した通信費の金額は、別表J

8-1から別表J8-3までの「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

一方、岩瀬議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、岩瀬議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表J8-1から別表J8-3までの各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派自民党が政務活動費を違法に充当した額は、別表J8-1から別表J8-3までの各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

コ 渡辺議員の通信費に係る支出（J15-422、423、J16-449、450、J17-648）

証拠（甲9の4、甲10の4、甲11の4）によれば、渡辺議員が平成27年度から平成29年度までに実際に支出した通信費の金額は、別表J9-1-1から別表J9-3までの「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

一方、渡辺議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、渡辺議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表J9-1-1から別表J9-3までの各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派自民党が政務活動費を違法に充当した額は、別表J9-1-1から別表J9-3までの各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

5 サ 長村議員の通信費に係る支出（J15-424、J16-448）

証拠（甲9の4、甲10の4によれば、長村議員が平成27年度及び平成28年度に実際に支出した通信費の金額は、別表J10-1及び別表J10-2の各「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

一方、長村議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、長村議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表J10-1及び別表J10-2の各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派自民党が政務活動費を違法に充当した額は、別表J10-1及び別表J10-2の各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

15 シ 石川議員の通信費に係る支出（J17-590）

証拠（甲11の4）によれば、石川議員が平成29年度に実際に支出した通信費の金額は、別表J11の「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

一方、石川議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、石川議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表J11の「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で改正後使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派自民党が政務活動費を違法に充当した額は、別表J11の「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当

である。

ス 複数の議員の電話代とされている支出等（J14-325～331）

(ア) J14-325

証拠（甲8の4）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出の内訳は、平成27年4月30日付けで会派自民党が作成した支払証明書に記載されている内訳、すなわち、佐藤伸一郎議員6万0763円（1万0318円、9630円、1万0113円、1万2002円、9277円、9423円の計6か月分）、藤田議員18万円（1万5000円×12か月）、長村議員18万円（1万5000円×12か月）であると認められる。

a 佐藤伸一郎議員に係る支出

佐藤伸一郎議員については、上記のとおり、支払証明書に具体的な金額が記載されていることから、支払証明書作成時に何らかの裏付けがあったことが推認される。一方、その支出の内容を認めるに足りる証拠がないことに加え、平成27年度及び平成29年度の佐藤伸一郎議員の通信費は、別表J3-1及び別表J3-2のとおり、平成27年度が10か月で合計7万7878円（1か月平均約7788円）、平成29年度が8か月で合計5万7514円（1か月平均約7189円）、両年度の1か月平均約7522円 $\{ (7万7878円 + 5万7514円) \div 18か月 \}$ となるところ、佐藤伸一郎議員の平成26年度の支出額は1755円から4480円高く、同年度においては政務活動費に該当しない携帯電話機購入費の分割代等が含まれていた可能性を否定できない。そこで、本件においては、平成27年度及び平成29年度の1か月の平均約7522円を基準に、6か月分である4万5132円の限度で政務活動費に該当し得る通信費と認めるのが相当である。

また、佐藤伸一郎議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用

が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、2分の1の限度で改正前使途基準に適合するものと解するのが相当である。

したがって、佐藤伸一郎議員の平成26年度分の通信費の支出は、2万2566円（4万5132円×1/2）の限度で改正前使途基準に適合していると認めるのが相当であり、6万0763円との差額である3万8197円については政務活動費に充当することは許されない。

b 藤田議員に係る支出

藤田議員については、18万円（1万5000円×12か月）が通信費として計上されているところ、上記支出の内容を認めるに足りる証拠がないことに加え、平成27年度から平成29年度までの藤田議員の通信費は、別表J6-1から別表J6-3までのとおり、平成27年度は合計6万0952円（6か月。1か月平均約1万0159円）、平成28年度は合計10万0848円（12か月。1か月平均8404円）、平成29年度は合計5万7118円（7か月。1か月平均約8160円）、上記3年度の1か月平均は約8757円（21万8918円÷25か月）であり、また上記3年度において1万5000円を超えた支出をした月が見当たらないことからすると、上限である1万5000円を基準とした18万円について政務活動費に該当し得る通信費として認めることは相当ではなく、上記3年度の1か月平均約8757円を基準とした10万5084円を超える部分については政務活動費に該当し得る通信費として認めることはできない。

他方、藤田議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、上記10万

5084円の2分の1の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認めるのが相当である。

したがって、藤田議員の平成26年度分の通信費の支出は、5万2542円の限度で改正前使途基準に適合していると認めるのが相当であり、18万円との差額である12万7458円については政務活動費を充当することは許されない。

c 長村議員に係る支出

長村議員については、18万円（1万5000円×12か月）が通信費として計上されているところ、長村議員の支出した通信費の内訳を認めるに足りる証拠はないが、別表J10-1及び別表J10-2のとおり長村議員の平成27年度及び平成28年度の通信費の支出は、平成27年度が12か月で17万8012円（1か月平均約1万4834円）、平成28年度が12か月で18万7427円（1か月平均約1万5619円）と1万5000円前後であり、また、平成26年度に近接する平成27年4月から同年12月までの9か月間連続して1万5000円を超えていることからすれば、長村議員については、上限である1万5000円を基準とした18万円を、政務活動費に該当し得る通信費と認めるのが相当である。

他方、長村議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、2分の1の限度で改正前使途基準に適合するものと解するのが相当である。

したがって、長村議員の平成26年度分の通信費の支出は、9万円の限度で改正前使途基準に適合していると認めるのが相当であり、18万円との差額である9万円については政務活動費に充当することは

許されない。

d 小括

上記 a から c までのとおり、J 1 4 - 3 2 5 の違法な支出は、合計 2 5 万 5 6 5 5 円(佐藤伸一郎議員 3 万 8 1 9 7 円、長村議員 9 万円、藤田議員 1 2 万 7 4 5 8 円)となる。

(イ) J 1 4 - 3 2 6

証拠(甲 8 の 4)及び弁論の全趣旨によれば、上記支出の内訳は、平成 2 7 年 4 月 3 0 日付けで会派自民党が作成した支払証明書に記載されている内訳、すなわち、佐藤伸一郎議員 2 万 0 3 9 8 円(1 万 1 1 7 0 円、9 2 2 8 円の計 2 か月分)、若林議員 1 8 万円(1 万 5 0 0 0 円×1 2 か月)、三遊亭議員 1 8 万円(1 万 5 0 0 0 円×1 2 か月)、岩瀬議員 1 万 3 2 1 8 円(3 7 4 5 円、3 1 6 0 円、3 1 5 4 円、3 1 5 9 円の計 4 か月分)であると認められる。

a 佐藤伸一郎議員に係る支出

上記(ア) a で判示したとおり、佐藤伸一郎議員については、平成 2 7 年度及び平成 2 9 年度の 1 か月の平均約 7 5 2 2 円を基準に、2 か月分である 1 万 5 0 4 4 円の限度で政務活動費に該当し得る通信費と認めるのが相当であり、また、その 2 分の 1 である 7 5 2 2 円の限度で改正前使途基準に適合していると認めるのが相当であり、2 万 0 3 9 8 円との差額である 1 万 2 8 7 6 円については政務活動費を充当することは許されない。

b 岩瀬議員に係る支出

岩瀬議員については、上記のとおり、支払証明書に具体的な金額が記載されていることから、支払証明書作成時に何らかの裏付けがあったことが推認される。また、岩瀬議員の平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの通信費は、別表 J 8 - 1 から別表 J 8 - 3 までのとおりであ

り、平成27年度及び平成28年度の固定電話利用料金は2500円台から3600円台の範囲で推移しているところ、平成26年度の岩瀬議員に係る計上金額もおおむねその範囲内であることから、計上額である合計1万3218円を、政務活動費に該当し得る通信費と認めるのが相当である。

一方、岩瀬議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、その2分の1である6609円の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、1万3218円との差額である6609円については政務活動費を充当することは許されない。

c 若林議員に係る支出

若林議員については、18万円（1万5000円×12か月）が通信費として計上されているところ、上記支出の内容を認めるに足りる証拠がないことに加え、平成27年度及び平成28年度の若林議員の通信費は、別表J1-1及び別表J1-2までのとおり、平成27年度は合計11万7896円（12か月。1か月平均約9825円）、平成28年度は合計10万0629円（12か月。1か月平均8386円）、上記両年度の1か月平均は約9105円（21万8523円÷24か月）であること、両年度において1万5000円を超えた月は見当たらないことからすると、上限である1万5000円を基準とした18万円の支出があったとは認め難く、上記両年度の1か月平均約9105円を基準とした10万9260円の限度で政務活動費に該当し得る通信費と認めるのが相当である。

一方、若林議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定す

るに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、その2分の1である5万4630円の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、18万円との差額である12万5370円については政務活動費を充当することは許されない。

d 三遊亭議員に係る支出

三遊亭議員については、18万円（1万5000円×12か月）が通信費として計上されているところ、上記支出の内容を認めるに足りる証拠がないことに加え、三遊亭議員の通信費は、平成27年度は別表J2-1及び別表J2-1-2のとおり合計10万9600円（12か月。1か月平均約9133円）であること、平成29年度は別表J2-2のとおり6万7080円（12か月。1か月平均5590円）であること、平成27年度及び平成29年度において1万5000円を超えた月は見当たらないことからすると、上限である1万5000円を基準とした18万円の支出があったとは認め難く、固定電話利用料金と携帯電話利用料金が含まれる平成27年度の1か月平均約9133円を基準とした10万9596円の限度で政務活動費に該当し得る通信費と認めるのが相当である。

一方、三遊亭議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、その2分の1である5万4798円の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、18万円との差額である12万5202円については政務活動費を充当することは許されない。

e 小括

上記 a から d までのとおり、J 1 4 - 3 2 6 の違法な支出は、合計 2 7 万 0 0 5 7 円（佐藤伸一郎議員 1 万 2 8 7 6 円、岩瀬議員 6 6 0 9 円、若林議員 1 2 万 5 3 7 0 円、三遊亭議員 1 2 万 5 2 0 2 円）となる。

(ウ) J 1 4 - 3 2 7

証拠（甲 8 の 4）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出の内訳は、平成 2 7 年 4 月 3 0 日付けで会派自民党が作成した支払証明書に記載されている内訳、すなわち、岩瀬議員 2 万 6 8 8 8 円（3 5 5 8 円、3 1 5 3 円、3 3 9 4 円、3 3 7 1 円、3 1 8 5 円、3 1 2 6 円、3 7 4 6 円、3 3 5 5 円の計 8 か月分）であると認められる。

上記イ) b と同様の理由で、岩瀬議員については、計上額である 2 万 6 8 8 8 円を政務活動費に該当し得る通信費と認めるのが相当であり、また、その 2 分の 1 である 1 万 3 4 4 4 円の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、2 万 6 8 8 8 円との差額である 1 万 3 4 4 4 円については政務活動費を充当することは許されない。

(エ) J 1 4 - 3 2 8

証拠（甲 8 の 4）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出の内訳は、平成 2 7 年 4 月 3 0 日付けで会派自民党が作成した支払証明書に記載されている内訳、すなわち、市川議員 9 万 8 9 3 8 円（1 万 1 1 2 8 円、1 万 2 4 7 5 円、1 万 1 5 9 8 円、1 万 1 1 7 0 円、1 万 4 7 0 3 円、1 万 1 3 9 1 円、1 万 1 4 7 3 円、1 万 5 0 0 0 円の計 8 か月分）であると認められ、支払証明書に具体的な金額が記載されていることから、支払証明書作成時に何らかの裏付けがあったことが推認される。

一方、その支出の内容を認めるに足りる証拠がないことに加え、平成

27年度及び平成28年度の市川議員の通信費は、別表J5-1及び別表J5-2のとおり、平成27年度が10万9651円（12か月。1か月平均約9138円）、平成28年度が6万8523円（8か月。1か月平均約8565円）、両年度の1か月平均が約8909円となること、市川議員の平成26年度の上記支出額は2219円から6091円高く、同年度においては政務活動費に該当しない携帯電話機購入費の分割代等が含まれていた可能性が否定できない。

本件においては、平成27年度及び平成28年度の1か月の平均約8909円を基準に、8か月分である7万1272円の限度で政務活動費に該当し得る通信費と認めるのが相当である。

また、市川議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、その2分の1である3万5636円の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、9万8938円との差額である6万3302円については政務活動費を充当することは許されない。

(オ) J14-329

証拠（甲8の4）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出の内訳は、平成27年4月30日付けで会派自民党が作成した支払証明書に記載されている内訳、すなわち、市川議員3万6426円（9649円、8965円、8918円、8894円の計4か月分）、松岡議員5万6970円（1万5000円×2か月、1万2478円、1万0608円、3884円の計5か月分）であると認められる。

a 市川議員に係る支出

市川議員については、上記のとおり、支払証明書に具体的な金額が

記載されていることから、支払証明書作成時に何らかの裏付けがあったことが推認される。そして、上記(エ)のとおり、市川議員の平成27年度の通信費は1か月平均約9138円であったところ、市川議員の上記支出額はおおむねその前後であることから（一番高い9649円についても差額は511円にとどまる。）、計上額である3万6426円を政務活動費に該当し得る通信費と認めるのが相当である。

他方、市川議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、その2分の1である1万8213円の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、3万6426円との差額である1万8213円については政務活動費を充当することは許されない。

b 松岡議員に係る支出

松岡議員については、上記のとおり、支払証明書に具体的な金額が記載されていることから、支払証明書作成時に何らかの裏付けがあったことが推認される。また、松岡議員の平成27年度から平成29年度までの通信費は、別表J4-1から別表J4-4までのとおりであり、携帯電話利用料金は8000円台から1万4000円台（平成29年9月分は2万円台）、固定電話利用料金は2500円台から4000円台であるところ、平成26年度の松岡議員に係る上記計上金額もおおむねその範囲内であることから、計上額である合計5万6970円を、政務活動費に該当し得る通信費と認めるのが相当である。

他方、松岡議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動の

ために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、その2分の1である2万8485円の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、5万6970円との差額である2万8485円については政務活動費を充当することは許されない。

5 c 小括

上記a及びbのとおり、J14-329のうち、政務活動費を充当することができない違法な支出は、合計4万6998円（市川議員1万8213円、松岡議員2万8485円）である。

(カ) J14-330

10 証拠（甲8の4）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出の内訳は、平成27年4月30日付けで会派自民党が作成した支払証明書に記載されている内訳、すなわち、松岡議員1万6235円（9093円、3595円、3547円の計3か月分）、渡辺議員17万8622円（1万5000円×10か月、1万4345円、1万4277円の計12か月分）、石川議員18万円（1万5000円×12か月）、木目田議員7万5000円（1万5000円×5か月）であると認められる。

15 a 松岡議員に係る支出

上記(カ)bと同様の理由で、松岡議員については、計上額である1万6235円を政務活動費に該当し得る通信費と認めるのが相当であり、また、その約2分の1である8118円（1万6235円×1/2）の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認められ、1万6235円との差額である8117円については政務活動費を充当することは許されない。

20 b 渡辺議員に係る支出

25 上記のとおり、支払証明書に一部具体的な金額が記載されていることから、支払証明書作成時に何らかの裏付けがあったことが推認され

る。一方、その支出の内容を認めるに足りる証拠がないことに加え、平成27年度から平成29年度までの渡辺議員の通信費は、別表J9-1-1から別表J9-3までのとおりであり、平成27年度の携帯電話代は、同年5月分が1万6429円であるほかは、6750円から1万0804円の間で推移していることからすれば、平成26年の各月1万4000円を超えていたとは考え難く、平成27年度の1か月の平均額約9848円 $\{(11万1428円+6750円) \div 12\}$ を基準に、12か月分である11万8176円の限度で政務活動費に該当し得る通信費と認めるのが相当である。

また、渡辺議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、その2分の1である5万9088円 $(11万8176円 \times 1/2)$ の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、17万8622円との差額である11万9534円については政務活動費を充当することは許されない。

c. 石川議員に係る支出

証拠(甲9の4、甲10の4、甲11の4)及び弁論の全趣旨によれば、石川議員の通信費は平成27年度及び平成28年度分は計上されておらず、平成29年度分は別表J11のとおりであり、11か月合計2万6513円(1か月平均約2410円)であることからすれば、平成26年度の通信費が1万5000円を超えていたとは考え難い。そこで、平成29年度の通信費の1か月平均約2410円を基準に、12か月分である2万8920円の限度で政務活動費に該当し得る通信費と認めるのが相当である。

また、石川議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、その2分の1である1万4460円(2万8920円×1/2)の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、18万円との差額である16万5540円については政務活動費に充当することは許されない。

d 木目田議員に係る支出

上記のとおり、支出証明書には7万5000円(1万5000円×5か月)が計上されていることが認められるが、その支出の内容を認めるに足りる証拠がないことに加え、平成27年度から平成29年度までに計上した通信費は別表J7のとおりであり、平成27年度に計上した費用(別表J7-1-1及び別表J7-1-2)の総額は16万1710円、1か月平均は約1万3476円であること、平成27年7月の携帯電話利用代が1万9980円と高額になっている以外は1万5000円を超える月は見当たらないことからすれば、平成26年に1万5000円を超える月が5か月あったとは認め難い。そこで、平成27年度の通信費平均1万3476円を基準に、5か月分である6万7380円の限度で政務活動費に該当し得る通信費と認めるのが相当である。

また、木目田議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、その2分の1である3万3690円(6万7380円×1/2)の限度で改正前

使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、7万5000円との差額である4万1310円については政務活動費に充当することは許されない。

e 小括

上記aからdまでのとおり、J14-330のうち、政務活動費に充当することが許されない違法な支出は、合計33万4501円（松岡議員8117円、渡辺議員11万9534円、石川議員16万5540円、木目田議員4万1310円）である。

(キ) J14-331

証拠（甲8の4）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出の内訳は、平成27年4月30日付けで会派自民党が作成した支払証明書に記載されている内訳、すなわち、木目田議員9万3919円（1万3088円、1万3096円、1万3328円、1万3164円、1万3029円、1万4898円、1万3316円）であると認められる。

上記のとおり、支払証明書に具体的な金額が記載されていること、上記(カ)dのとおり、平成27年度の通信費平均1万3476円であり、上記計上金額もおおむねその範囲内であることから、計上額である合計9万3919円を、政務活動費に該当し得る通信費と認めるのが相当であり、上記(カ)dと同様の理由で、その約2分の1である4万6960円（9万3919円×1/2）の限度で改正前使途基準に適合していると認め、9万3919円との差額である4万6959円については政務活動費に充当することは許されない。

(9) 事務費に係る支出

ア 会派控室で使用する各種備品に係る支出

上記3(9)アのとおり、会派控室で使用する各種備品については、通常、会派の事務運営に必要な経費であり、政務活動との間に合理的関連性がある。

ると解するのが相当である。

(ア) J 1 4 - 3 3 2 から 3 4 4 まで、J 1 5 - 4 2 7 から 4 3 9 まで

証拠（甲 8 の 5、甲 7 9 の 1 及び 2）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、会派控室備付けの複合機のトナーカートリッジ、コピー用紙、フラットファイル等のために支出されたものであることが認められるから、改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(イ) J 1 6 - 4 5 4

証拠（甲 1 0 の 5、甲 8 2）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は、会派控室備付けの紙折り機のために支出されたものであることが認められる。

原告らは、上記紙折り機は政党活動又は選挙活動の目的で購入されたものと主張するが、紙折り機は市政報告書等を送付するために利用できるものであり、会派控室に備え付けられていたことからしても、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(ウ) J 1 6 - 4 5 5

証拠（甲 1 0 の 5、甲 8 1）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は、会派自民党がアンプを備品として購入する際に支出したものであることが認められる。

原告らは、上記支出は政治活動又は選挙活動目的でされたものであると主張するが、会派における会議において、発言者の声が十分に聞き取れない状況において充実した議論をすることはできないところ、アンプの利用により充実した議論をすることが可能になり、ひいては議会の審議能力強化、議員の政務活動の基盤充実に資するものといえるから、アンプの購入が直ちに政治活動のための利用に結びつくものではない。原告らは、甲 2 0 8 により、会派自民党がアンプを使用していたとする小山市民センターの 3 0 0 m² の多目的ホールには音響を管理する部屋等が

あり、約80㎡の会議室は比較的小さな部屋でありマイクを使う必要がない旨指摘するが、部屋の広さだけではなく、発言者の声の大小、参加者の聴力の程度などによってはマイクを使う必要が当然に生じること、そのほか、会派自民党又はその所属議員が、選挙活動その他議員としての政務活動以外の活動にこれを用いたことを認めるに足りる証拠はないことからすると、原告らの上記主張立証を踏まえても、アンプの購入に係る支出につき、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

イ 熊沢議員のケレスに対する各支出（J15-425、426、J17-650）

（ア）証拠（甲9-5、11-5）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出はいずれも熊沢議員がケレスから封筒を購入した際に支出したものとされており、J15-425の支出に関する銀行の振込票は平成27年8月18日付け、J15-426の支出に関する領収書は同年12月22日付け、J17-650の支出に関する領収書は平成29年12月4日付けであることがそれぞれ認められる。

証拠（甲80、145、丙C12）によれば、ケレスは、商業デザイン等の企画、印刷業等を目的として昭和61年5月1日に設立された株式会社であり、令和2年4月1日に町田市森野6丁目58番地3から、神奈川県茅ヶ崎市に本店を移転し、令和4年3月には同県大和市に本店を移転したものであり、同年11月に印刷された資料において、町田市森野6丁目58-3に所在する株式会社ケレスデザインに関する記載があることが認められる。そして、原告小林美知が作成した報告書（甲145）によれば、上記の町田市森野の現地には一軒家が、神奈川県大和市の現地には11階建ての居住用マンションが存在することが認められる。

インターネット等でデザイン封筒の印刷等の受注を受ける形態の業種においては、本店所在地に店舗や工場を構えていないことが通常あり得ることからすれば、原告らの主張立証を踏まえても、熊沢議員がケレスに対し封筒の印刷等を依頼したことを覆すには足りない。

5 (イ) 原告らは、熊沢議員が、平成27年度にケレスから6万1992円及び13万9320円分の封筒を購入しており、平成29年度も12万8520円分の封筒を購入していることからすれば、極めて大量の封筒を購入したものであり、選挙活動に使用したものである旨の主張をする。

10 この点、会派自民党は、封筒の購入のみならず封筒の印刷代も含まれる旨主張しており、丙C13によれば、長形3号の封筒部分印刷料金につき、5000部印刷した場合に約5万9000円(税込み)、1万部印刷した場合に約11万円(税込み)とするとの例があることが認められる。

15 本件につき、上記(ア)のとおり認定した事実を前提とすると、熊沢議員は、平成27年8月に5000部、同年12月に1万部超、平成29年12月に1万部程度の封筒を購入したことが認められ、約2年4か月の間に1万5000部超を使用し、更に1万部程度購入することは、市政報告書を送付する際に用いたものと見れば不自然とはいえず、封筒購入時期と市政報告書の配布時期にずれがあることは、市政報告書の送付に用いるために購入したとの主張と矛盾するものではない。原告は、J17-650は、市議会議員選挙の直前である平成29年12月4日にした1万枚の封筒購入に係る支出であることから、熊沢議員の選挙活動のために用いられたものである旨主張するが、実際に熊沢議員の選挙活動のために用いられたものであると認めるに足りる的確な証拠はない。そのほか、会派自民党又はその所属議員が、選挙活動その他議員としての
20 25 政務活動以外の活動に上記封筒を用いたことを認めるに足りる証拠はな

い。

(ウ) 以上によれば、熊沢議員のケレスに対する支出（J 1 5 - 4 2 5、4 2 6、J 1 7 - 6 5 0）は、本件各使途基準に適合しない支出であると認められない。

5 (10) 会派自民党の違法支出額についてのまとめ

会派自民党が政務活動費として交付を受けた金額のうち、町田市に不当利得として返還すべき義務を負う金額は、別紙 1 - 2 「会派自民党総括表」の⑥「返還請求額」の「合計」欄記載のとおりであり、各項目ごとの違法支出額は、各項目の「違法支出額」欄記載のとおりである。

10 5 争点 2 - 4（会派保守連合に係る支出の本件各使途基準適合性等）について

(1) 鉄道賃等に係る支出

ア 白川議員の支出（H 1 4 - 7 5 ~ 8 3）

証拠（甲 1 6 の 1）及び弁論の全趣旨によれば、白川議員は、H 1 4 - 7 5 から 8 3 までを鉄道賃として支出したこと、改正前運用指針（乙 3 3）に従って S u i c a カードの履歴印字で打ち出した紙を添付したことが認められる。

15 (ア) H 1 4 - 7 5

会派保守連合は、H 1 4 - 7 5 の支出のうち、平成 2 6 年 4 月 1 3 日から 1 4 日にかけて支出した、町田駅から新宿駅、久喜駅から新宿駅、新宿駅から町田駅までの各鉄道賃 1 7 9 2 円分（甲 1 6 の 1 ・ 5 4 頁）について、白川議員は選挙の応援と政務活動の目的を兼ねていたと主張する。

20 上記支出の目的に選挙の応援が含まれることは、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる事実該当するところ、被告及び
25 会派保守連合の主張する、選挙の応援と兼ねていた政務活動の内容が具体的に主張立証されているとはいえず、会派保守連合の上記主張を踏ま

えても政務活動との間に合理的関連性を欠くことが覆されると認めることはできないから、上記支出のうち1792円については、改正前使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。その余の支出については、原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとは認め難く、上記支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(イ) H14-81

a 会派保守連合は、H14-81の支出のうち、①平成26年12月10日に支出した、町田駅から新宿駅、新宿駅から目黒駅、目黒駅から新宿駅、新宿駅から町田駅までの各鉄道賃合計1070円（甲16-1・60頁）、②同月13日から同月14日にかけて支出した、町田駅から長津田駅、長津田駅から桜新町駅、桜新町駅から学芸大学駅、渋谷駅から新宿駅、新宿駅から町田駅までの各鉄道賃合計1120円（同頁）、③同月14日に支出した、町田駅から新宿駅、西武新宿駅から田無駅、西武柳沢駅から西武新宿駅、新宿駅から町田駅までの各鉄道賃合計1274円（同頁）の合計3464円について、白川議員は選挙の応援と政務活動の目的を兼ねていたと主張する。

上記(ア)と同様、被告及び会派保守連合の主張を踏まえても政務活動との間に合理的関連性を欠くことが覆されると認めることはできないから、上記支出（3464円）は、改正前使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

b 会派保守連合は、H14-81の支出のうち、平成26年12月9日から10日にかけて支出した、町田駅から長津田駅、長津田駅から自由が丘駅、都立大学駅から渋谷駅、渋谷駅から新宿駅、新宿駅から町田駅までの各鉄道賃合計1099円分（甲16の1・60頁）につ

いて、白川議員が衆議院議員選挙に立候補をしていた国会議員の支援者からの相談を受けた際に支出した鉄道賃であると主張する。

会派保守連合は、相談を受けた対象・内容についてある程度具体的な主張をするものの、相談を受けた対象が1人であることを前提とすると上記移動経路は不自然であり、また、相談者が選挙の応援をするのに合わせて移動していた可能性も否定できない。そうすると、全額につき政務活動費を充当するのは相当とはいえず、その約2分の1である550円の限度で政務活動費を充当し、1099円との差額である549円については政務活動費を充当することが許されないと認めるのが相当である。

c 以上のおり、H14-81のうち4013円(3464円+549円)については、改正前使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当であり、その余については、原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえず、上記支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(ウ) H14-82

会派保守連合は、H14-82のうち、平成27年1月18日に支出した、町田駅から栢山駅、栢山駅から町田駅までの各鉄道賃合計988円分(甲16の1・61頁)につき、選挙の応援のために支出したものではないと主張するところ、原告らの主張立証を踏まえても、上記支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえないから、上記支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められず、このことはH14-82のその余の支出についても同様である。

(エ) H14-76から80まで、83

上記各支出については、原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえず、改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

5 イ 新井議員の支出（H14-84、85、H15-190～196、H16-333～335）

ア) H14-84、85

証拠（甲16の1、乙33、丙A6）及び弁論の全趣旨によれば、新井議員は、平成26年6月4日、ニューヨークの国連本部で開催された、
10 日本青年会議所が主催する「2014年グローバルパートナーシップサミット」（同年7月22日～25日）への参加のため、ニューヨークへの航空券代として17万0620円を、同年7月22日、ニューヨークでの宿泊代として11万9703円を支出したこと（H14-84、85）、
上記サミットは国連ミレニアム開発目標の達成について議論する会合であったこと、新井議員は、上記視察後、改正前運用指針に則り「調査研究活動視察報告書」（丙A6）を提出していることが認められ、同報告書の内容を見ても、上記海外視察が議会の審議能力を強化するとの目的に反しているとはいえず、そのほか、原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的
15 な事実の主張立証がされたとはいえず、上記支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

原告らは、上記サミットへの参加は、青年会議所の会員としての活動の一環として行ったものであり、町田市議会議員として会派保守連合の活動として行ったものとはいえない旨主張するが、上記のとおり
20 の視察の内容に鑑みれば、新井議員が会派保守連合に所属する町田市議会議員として上記活動をしていることは否定できず、原告らの上記主張を採用

することはできない。

(イ) H15-190から194まで

証拠（甲17の1、乙33、丙A5）及び弁論の全趣旨によれば、新井議員は、平成27年10月6日及び7日に実施された日本青年会議所主催の視察研究会（以下「本件視察研究会」という。）のための交通費及び宿泊費として上記各支出をしたこと、新井議員は、管外視察後に改正前運用指針に則って「調査研究活動視察報告書」（丙A5）を提出したことが認められ、同報告書の内容を見ても、上記視察が議会の審議能力を強化するとの目的に反しているとはいえず、そのほか、原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえず、上記支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(ウ) H15-195、196

証拠（甲17の1）及び弁論の全趣旨によれば、新井議員は、青森県八戸市の視察及び日本青年会議所の全国大会への参加費、交通費及び宿泊費として上記各支出をしたこと、地域ブランドの確立を通じた「まちおこし」、「ひとおこし」、「各地域の連携」等についての記念公演があったことが認められることからすると、上記視察は議会の審議能力を強化するとの目的に反しているとはいえず、そのほか、原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえず、上記支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

原告らは、H15-195のうちの5000円分は懇親会費用であり政務活動費を充当することは許されない旨主張するが、当該参加費の領収証（甲17の1・41頁）には「¥15,000-但し登録料として」と記載されており、5000円分が懇親会費用であることは明確でなく、

そのほか5000円分が懇親会費用であることを認めるに足りる証拠は見当たらないから、原告らの主張を採用することはできない。

(エ) H16-333から335まで

証拠(甲18の1、乙34、丙A7)及び弁論の全趣旨によれば、新井議員は、広島青年会議所特別会員の会への参加費、宿泊代及び交通費として上記各支出をしたこと、同会においては、岸田文雄外務大臣(当時)による「外相から見た日本の未来」という講演があったこと、新井議員は、管外視察後、改正後運用指針に則って「調査研究活動視察報告書」(丙A7)を提出したことが認められ、同報告書の内容を見ても、上記視察が議会の審議能力を強化するとの目的に反しているとはいえず、そのほか、原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえず、上記各支出が改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

原告らは、H16-334には懇親会費用が含まれるから政務活動費を充当することは許されない旨主張するが、当該参加費の領収証(甲18の1・7.6頁)には「¥15,000」「但し(中略)登録料として」と記載されており、懇親会費用が含まれることが明確になっておらず、そのほか懇親会費用が含まれることを認めるに足りる証拠は見当たらないから、同主張を採用することはできない。

(2) 有料道路通行料に係る支出(H14-73、74)

証拠(甲16の1)及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、いずれも「現地調査」を目的として大西議員が支出した有料道路通行料であると認められる。

原告らは、料金所等から推測される行き先等を根拠に私的目的である旨主張するが、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動と

の間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえないから、上記各支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

- (3) タクシー代に係る支出 (H14-5~62、H15-147~189、H16-1~60)

証拠(甲16の1、甲17の1、甲18の1)及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出については、「現地調査」、「会議」、「打合せ」等を目的とした支出として計上されていることが認められる。

ア H14-26

証拠(甲16の1)及び弁論の全趣旨によれば、H14-26は、新井議員が平成26年7月26日に小田急交通南多摩株式会社のタクシーを利用した際の支出とされているものであると認められる。

他方、証拠(甲16の1、丙A6)によれば、新井議員は平成26年7月23日から25日午後2時まで、渡米してニューヨークにおいて視察をし、ニューヨークのホテルを、同月22日到着予定、26日出発予定で予約していたこと、新井議員が作成した調査活動視察報告書(丙A6)においては視察実施期日が同月23日から25日までと記載されているが、新井議員が同年8月25日に町田市議会議長に提出した上記報告書の視察実施期日は、同年7月22日から28日までに訂正されていることがそれぞれ認められる。

新井議員の上記日程を踏まえると、仮に新井議員が平成26年7月26日午前ニューヨークのホテルを出発して帰国したとしても、時差を考慮すると同日中に小田急交通南多摩株式会社のタクシーを利用することは難しいといわざるを得ないから、H14-26は、新井議員が利用したタクシー代とは認め難い。このことは政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる事実が該当するところ、政務活動との間に合理的関連性

を欠くことが覆されると認めるに足りる事情は見当たらないから、上記支出は、改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

イ H14-47

証拠（甲16の1、甲209）及び弁論の全趣旨によれば、新井議員は町田市文化協会新年賀詞交歓会のために上記支出をしたこと、町田市文化協会は26団体で構成されており、市内の各分野の文化関係の団体が参加するものであることが認められ、このことからすれば、上記交歓会が酒食を伴っていたこと（甲209）を踏まえても、上記交歓会に議員として出席することと政務活動との間の合理的な関連性が否定されることにはならない。したがって、上記支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

ウ H15-179

原告らは、上記支出は、新井議員が、平成27年11月13日午後7時からのペスカドーラ町田のリーグ戦の観戦のために支出したものである旨主張する。

証拠（甲17の1、甲41）によれば、平成27年11月13日午後7時から町田市立総合体育館でペスカドーラ町田のリーグ戦が実施されたこと、会派保守連合は、新井議員の①同日のタクシー代（H15-179。領収書に時間の記載なし。甲17の1・80頁）及び②町田市立総合体育館第2駐車場の、同日午後6時10分から同日午後8時55分までの駐車場代（H15-135）に政務活動費を充当したことがそれぞれ認められる。

会派保守連合は、上記①についてはホームタウンチーム視察のためにタクシー移動をした際の経費であり、②についてはペスカドーラ町田の試合に関する現地調査のための経費である旨、いずれについても町田市の「みるスポーツの充実」政策実現に向けて行われた現地調査である旨、上記試

合の当日は試合開始前の状況を視察し、試合終了後まで視察を継続していた旨主張しているところ、①は町田市総合体育館とは別の場所で実施された現地調査に要した経費である可能性は否定できないものの、その具体的な行先を示す的確な証拠はなく、また、新井議員が同日午後7時には駐車場を利用しているにもかかわらず別の時間ではタクシーを利用した合理的な理由も明らかではないことは、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる事実該当する。これに対し、会派保守連合がこれを覆すに足りる立証をしたと認めるには足りないから、H15-179は、改正前使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

エ H15-188、189

証拠（甲17の1）及び弁論の全趣旨によれば、H15-188、189は、本件視察研究会における移動のために支出されたものであることが認められ、上記(1)イ(イ)のとおり、本件視察研究会のための交通費は改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められないから、タクシー代についても同様に改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

オ H16-41から43まで、55

証拠（甲18の1）及び弁論の全趣旨によれば、文化協会加盟団体の活動や町田商工会議所の会議等の参加のために上記各支出がされたことが認められる。そして、議員が議員として上記のような活動や会議に参加することは、市政に関する政務活動の一環に含まれると認めるのが相当であるから、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえず、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

カ その他の支出（H14-5～25、27～46、48～62、H15-

147～178、180～187、H16-1～40、44～54、56～60)

原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえず、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(4) 燃料費に係る支出

ア 大西議員に係る支出 (H14-245～256、307～334、H15-197～231、240～255、H16-197～220、229～267)

(ア) H14-318

証拠(甲16の1)及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は平成26年6月3日午後2時58分に給油した際のものであること、同日は、午後1時から午後4時59分まで本会議があったことが認められる。そうすると、大西議員以外の第三者が上記支出をしたことが推認され、これにより政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたといえる。これに対し、被告又は会派保守連合はこれを覆すに足りる立証をしないから、上記支出は改正前使途基準に適合していないものと認めるのが相当である。

(イ) H16-249

証拠(甲18の1)及び弁論の全趣旨によれば、H16-249の納品書(領収書)には、「作業料 1.00L(個) 1080円」との記載があることが認められ、燃料費に係る支出とは認められない。したがって、上記支出に政務活動費を充当することは許されない。

(ウ) 同日給油に係る支出

証拠(甲16の1)及び弁論の全趣旨によれば、①H14-247及

び248、②H15-197及び198、③H15-200から202
まで、④H15-203及び204、⑤H15-205及び206、⑥
H15-207から209までは、同一日に給油されたものであること、
会派保守連合が上記各支出を計上するに当たりその支出者とした大西議
員は自己名義の車両3台（軽自動車2台、普通車1台）を保有していた
ことが認められる。

a H14-247、248

(a) 証拠（甲16の1）及び弁論の全趣旨によれば、H14-247
は平成26年8月21日午後8時16分に「中央石油販売(株)山崎団
地SS」で給油した際の支出であり、H14-248は同日午後8時
30分に同所で給油した際の支出であることが認められるところ、
上記各支出に係る給油が同じ場所で行われており時間が近接してい
ることからすれば、いずれかについては大西議員以外の者が給油し
たものと認めるのが相当であり、本件全証拠によっても、上記各給
油がいずれも大西議員名義のものであったこと及び政務活動のため
に同日に連続して給油することが必要かつ合理的であったことを認
めるに足りる証拠はない。他方、いずれの支出が大西議員がしたも
のであるかを認めるに足りる証拠はないところ、少なくとも低い方
の支出額分については大西議員が支出したものであると認めるのが
相当であるから、H14-248について大西議員が支出したも
のであり、H14-247については大西議員以外の者が支出したも
のと認めるのが相当である。したがって、H14-247に政務活
動費を充当することは許されない。

(b) 他方、H14-248についても、大西議員の使用車両が政務活
動のためだけに使用されていたと認めるに足りる証拠はなく、議員
の活動が広範なものに及ぶことからすれば、政務活動のためだけで

はなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、被告又は会派保守連合が大西議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額については、改正前使途基準に適合していないものであるから政務活動費を充当することは許されない。

b H15-197、198

(a) 証拠(甲17の1)及び弁論の全趣旨によれば、H15-198は平成27年4月21日午前10時10分に「有限会社石阪石油薬師SS」で22.39リットルを給油した際の支出であり、H15-197は同日午後3時36分に「ナヴィ(株)エコノ金井SS」で14.01リットルを給油した際の支出であることが認められるところ、約22リットルを給油した約5時間後に約14リットルの給油をすることは、その走行状況によっては一台の車両に係る給油として不自然ではなく、そのほか、いずれか又は双方が第三者による給油であることをうかがわせる一般的、外形的事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(b) 他方、被告又は会派保守連合が大西議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額については改正前使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

c H15-200から202まで

(a) 証拠(甲17の1)及び弁論の全趣旨によれば、H15-201は平成27年5月28日午後1時47分に「有限会社石阪石油薬師SS」で19.44リットルを給油した際の支出、H15-20

5
10
15

0は同日午後11時07分に「(株)ダイヤ昭石 セルフ上鶴間」で30.08リットルを給油した際の支出、H15-202は同日午後11時12分に同所で22.13リットルを給油した際の支出であることが認められるところ、H15-200及び202は、支出に係る給油が同じ場所で行われており時間が近接していることからすれば、いずれかについては大西議員以外の者が給油したものと認めるのが相当であり、本件全証拠によっても、上記各給油がいずれも大西議員名義のものであったこと及び政務活動のために同日に連続して給油することが必要かつ合理的であったことを認めるに足りる証拠はない。他方、いずれの支出が大西議員がしたものであるかを認めるに足りる証拠はないところ、少なくとも低い方の支出額分については大西議員が支出したものと認めるのが相当であるから、H15-202について大西議員が支出したものであり、H15-200については大西議員以外の者が支出したものと認めるのが相当である。したがって、H15-200に政務活動費を充当することは許されない。

20

H15-201については、1台の車両について、約19リットルを給油した約9時間後に再度給油をすることは、走行状況によっては不自然ではなく、そのほか、上記支出が第三者による給油であることをうかがわせる一般的、外形的事実を認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、H15-201に政務活動費に該当し得る。

25

(b) 他方、H15-201及び202についても、大西議員の使用車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はなく、議員の活動が広範なものに及ぶことからすれば、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的

活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、被告又は会派保守連合が大西議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は改正前使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

d H15-203、204

(a) 証拠(甲17の1)及び弁論の全趣旨によれば、H15-204は平成27年6月3日8時54分に「有限会社石阪石油 薬師SS」で23.95リットルを給油した際の支出であり、H15-203は同日9時33分に「中央石油(株)セルフ金井」で12.39リットルを給油した際の支出であることが認められるところ、給油して約40分後に同一車両に給油することは通常考え難く、本件全証拠によっても、大西議員の政務活動のために上記のような給油を要したことを認めるに足りる証拠はない。したがって、上記各支出のいずれかについては大西議員以外の者が給油したものと認めるのが相当であるが、いずれの支出が大西議員がしたものであるかを認めるに足りる証拠はないところ、少なくとも低い方の支出額分については大西議員が支出したものと認めるのが相当であるから、H15-203について大西議員が支出したものであり、H15-204については大西議員以外の者が支出したものと認めるのが相当である。したがって、H15-204に政務活動費を充当することは許されない。

(b) 他方、H15-203についても、大西議員の使用車両が政務活動のためだけに使用されていたと認めるに足りる証拠はなく、議員の活動が広範なものに及ぶことからすれば、政務活動のためだけで

はなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、被告又は会派保守連合が大西議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は改正前使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

e H15-205、206

(a) 証拠（甲17の1）及び弁論の全趣旨によれば、H15-205は平成27年6月27日午後0時13分に「中央石油販売(株) 山崎団地SS」で15.31リットルを給油した際の支出であり、H15-206は同日午後4時51分に「有限会社石阪石油 薬師SS」で25.00リットルを給油した際の支出であることが認められるところ、約15リットルを給油した約4時間30分後に25リットルの給油をすることは、その走行状況によっては一台の車両に係る給油として不自然ではなく、そのほか、いずれか又は双方が第三者による給油であることをうかがわせる一般的、外形的事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(b) 他方、大西議員の使用車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はなく、議員の活動が広範なものに及ぶことからすれば、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、被告又は会派保守連合が大西議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は、改正前使途基準に適合していないも

のであるから、政務活動費を充当することは許されない。

f H15-207から209まで

(a) 証拠（甲17の1）及び弁論の全趣旨によれば、H15-209は平成27年8月3日午後6時15分に「有限会社石阪石油 薬師SS」で21.02リットルを給油した際の支出、H15-207は同日午後7時15分に「中央石油販売(株) 山崎団地SS」で21.58リットルを給油した際の支出、H15-208は同日午後7時21分に同所で22.31リットルを給油した際の支出であることが認められるところ、H15-207及び208は、支出に係る給油が同じ場所で行われており時間が近接していることからすれば、いずれかについては大西議員以外の者が給油したものと認めるのが相当であり、本件全証拠によっても、上記各給油がいずれも大西議員名義のものであったこと及び政務活動のために同日に連続して給油することが必要かつ合理的であったことを認めるに足りる証拠はない。他方、いずれの支出が大西議員がしたものであるかを認めるに足りる証拠はないところ、少なくとも低い方の支出額分については大西議員が支出したものと認めるのが相当であるから、H15-208について大西議員が支出したものであり、H15-207については大西議員以外の者が支出したものと認めるのが相当である。したがって、H15-207に政務活動費を充当することは許されない。

H15-209については、約20リットルを給油した1時間後に、同一車両に21ないし22リットルを給油することは通常考え難く、本件全証拠によっても、大西議員の政務活動のために上記のような給油を要したことを認めるに足りる証拠はない。したがって、上記支出に政務活動費を充当することは許されない。

(b) 他方、H15-208についても、大西議員の使用車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はなく、議員の活動が広範なものに及ぶことからすれば、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、被告又は会派保守連合が大西議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額については、改正前使途基準に適合していないものであるから、政務活動費に充当することは許されない。

(エ) 上記(ア)ないし(ウ)以外の支出

大西議員の上記給油状況に加え、大西議員は上記のとおり自己名義の車両3台（軽自動車2台、普通車1台）を保有していたところ、大西議員の使用車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、上記各車両は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、被告又は会派保守連合が大西議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は改正前使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

イ 新井議員に係る支出（H14-257、258、269～284、H15-232～237、273～295、H16-268～285、H17-4～19）

原告らは、上記各支出のうち、近接した日にされた給油に係る支出は第三者によるものであると主張するが、原告らの主張立証を踏まえても、上

記各支出につき、新井議員以外の者が給油したとは認められない。

一方、新井議員の使用車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はなく、議員の活動が広範なものに及ぶことからすれば、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、被告又は会派保守連合が新井議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1については、本件各使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

ウ 白川議員に係る支出（H14-259～268、335～351、H15-238、239、296～320、H16-221～228、286～312、H17-34～48）

証拠（甲16の1、甲17の1、甲18の1、甲19の1）及び弁論の全趣旨によれば、白川議員が、上記各支出の各「支出日」欄の各支出日に、同「支出内容」欄記載の給油のために同「支出金額」欄記載の費用を支出したことがそれぞれ認められる。

原告らは、上記各支出のうち、近接した日にされた給油に係る支出は第三者によるものであると主張をするが、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、白川議員以外の者が給油したとは認められない。

白川議員の上記給油状況に加え、白川議員は、車両2台（軽自動車1台、普通車1台）を保有し、2台とも政務活動と私用に兼用しているところ（弁論の全趣旨）、白川議員の使用車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、上記各車両は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、上記各支出のうち政務活

動費を充当することが許される額は、被告又は会派保守連合が白川議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は本件各使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

5 エ 吉田議員に係る支出（H14-285～306、H15-256～272、H16-313～332、H17-20～33）

吉田議員は小型貨物自動車1台を政務活動に用いており、当該自動車は私的利用のために用いられていなかったと主張するところ、上記各支出の給油頻度及び給油量に鑑みても上記主張が排斥できるとは直ちにはいい
10 難い。原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえないから、上記各支出については、その全額につき、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(5) 駐車場代等に係る支出

15 上記3(5)の説示と同様、本件各使途基準における「駐車場代等」に該当するためには、会派が行う政務活動との間に合理的関連性があり、必要性が認められる必要がある。

ア 30分未満の駐車に係る支出（H14-156、206、212、215、H15-12～15、53、57、84、85、104、107～109、121、123、136、139、H16-85～87、110、
20 111、118～120、126、132、152、153、156、172、173、179）

証拠（甲16の1、甲17の1、甲18の1）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、30分未満の駐車に係る駐車場代金であることが認め
25 られる。

会派保守連合は、資料受領のみの場合や相手方の都合等によって短時間

の駐車になった旨主張しているところ、そのような形での政務活動がされる可能性は一般的に否定できず、5分の駐車（H15-15）という例についても、資料受領のみであれば不可能ではない。

5
そのほか、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出の対象となる行為がその客観的な目的や性質に照らして政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとはいえないから、上記各支出が本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

10
イ スポーツ施設の利用に係る支出（H14-148、149、238～244、H15-131～134、H16-168、169、180～188、192）

15
（ア） H16-182から187まで

証拠（甲18の1、甲42の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、白川議員が、町田市立総合体育館の駐車場に係る、①平成28年9月9日午後5時59分から午後8時45分まで、②同月16日午後6時11分から午後7時43分まで、③同月30日午後6時24分から午後8時49分まで、④同年10月14日午後6時35分から午後7時39分まで、⑤同月28日午後6時22分から午後8時51分まで、⑥同年11月4日午後6時19分から午後7時52分までの各代金を経費として会派保守連合に提出したこと、白川議員は上記各日程につき社交ダンスの初心者講習会に参加していたことが認められる。

20
25
白川議員のブログ（甲42の1）において、「今年も昨年に引き続き社交ダンスの初心者講習会に参加しました！計10回の講習会は参加出来たり出来なかったりで覚えるのに苦労しましたが、昨年よりは着実に成長したように思います。」と記載されていることからすると、白川議員の同講習会への参加が政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかが

わせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたと認められ、被告又は会派保守連合においてこれを覆すに足りる立証を行ったとは認められない。

したがって、上記各支出については、改正後使途基準に適合していない支出であると認められる。

(イ) その他の支出 (H14-148、149、238~244、H15-131~134、H16-168、169、180、181、188、192)

原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとは認め難いから、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

ウ H14-92

証拠(甲16の1)及び弁論の全趣旨によれば、白川議員が、平成26年6月4日午後9時45分から同月5日午前1時30分まで、西友町田店駐輪場を利用したことが認められる。

会派保守連合一覧表(駐車場代等)の、H14-92の「会派保守連合の主張」欄記載のとおり、会派保守連合は、上記支出につき、新宿区議会議員との情報交換のために電車移動をする際の経費である旨主張しているところ、相手方の希望する時間や電車における移動時間等を考慮すれば、上記のような深夜に及ぶ利用となることもあり得、そのような活動が政務活動に該当しないとは直ちにはいい難い。

原告らの主張立証を踏まえても、経費の支出の対象となる行為がその客観的な目的や性質に照らして政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実が主張立証されたとはいえないから、上記支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められな

い。

エ H14-95

証拠（甲16の1）及び弁論の全趣旨によれば、白川議員が、平成27年2月15日午後7時30分から同月17日午前0時30分まで、西友町田店駐輪場を利用したことが認められる。

会派保守連合一覧表（駐車場代等）の、H14-95の「会派保守連合の主張」欄記載のとおり、会派保守連合は、上記支出につき、体調を崩したため自転車を駐輪したままにし、翌日もバスで移動して市民と市政についての意見交換を行った旨主張するところ、同主張を前提にすると、上記支出が政務活動に該当しないとは直ちにはいい難い。

原告らの主張立証を踏まえても、経費の支出の対象となる行為がその客観的な目的や性質に照らして政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとはいえないから、上記支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

オ H14-99、100

証拠（甲16の1）及び弁論の全趣旨によれば、新井議員が、タイムズ下連雀第25駐車場における、①平成26年4月27日午後3時51分から同月28日午後9時19分までの駐車場代（H14-99）、②同日午後6時23分から午後11時57分までの駐車場代（H14-100）を会派保守連合に対して経費として提出したことがそれぞれ認められる。

会派保守連合は、令和3年9月16日付け第1準備書面において、上記各支出につき、東京都三鷹市（以下「三鷹市」という。）の関係者から話を聞くために会食し、宿泊したために要した駐車場代である旨主張していたが、当裁判所が、令和4年4月14日の第7回弁論準備手続期日において上記①と②とで重なっている部分があることについて説明を求めたと

ころ（第7回弁論準備手続調書9頁4参照）、同年6月16日付け第2準備書面において、②については新井議員が白川議員に合流するように声をかけたために要した経費であると主張を変更したものである。

しかしながら、会派保守連合の主張を前提とすると、平成26年4月28日、白川議員は新井議員に声を掛けられて午後6時23分に上記駐車場に駐車し、電車等を用いて三鷹市に向かったのに対し、新井議員は同日午後9時19分には上記駐車場から発車させ、白川議員は約2時間30分後である同日午後11時57分に上記駐車場から発車したということになり、不自然である。また、上記経緯を前提にすると、白川議員が支払った駐車場代につき、新井議員が別の機会に領収書を受け取って自らの経費として提出したことになるが、あえてそのような方法を採用合理的理由も見当たらない。

被告及び会派保守連合の主張は、新井議員が平成26年4月27日に三鷹市に赴き一泊したという点では一貫しているから、上記①（H14-99）については改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。他方、上記②（H14-100）については白川議員の支出であるとは認め難く、新井議員の支出であるとも認められず、他に会派保守連合所属の議員が支出した経費であると認めるに足りる証拠もないことから、改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

カ H14-109

証拠（甲16の1）及び弁論の全趣旨によれば、新井議員が、日野駅前パーキングにおける、平成26年7月28日午後8時53分から同日午後11時14分までの駐車場代を、会派保守連合に対して経費として提出したことがそれぞれ認められる。

原告らは、新井議員が平成26年7月22日から28日まで海外視察をしていたため上記支出は新井議員によるものではない旨主張するが、新井

議員の作成した「調査研究活動視察報告書」(丙A6)には、海外視察は同月23日から25日までである旨の記載があり、帰国に要する時間を考えても、海外視察の事実と新井議員が上記支出をしたことが矛盾するとはいえない。

5 その他の原告らの主張立証を踏まえても、経費の支出の対象となる行為がその客観的な目的や性質に照らして政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとはいえないから、上記支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

10 キ H14-150

証拠(甲16の1)及び弁論の全趣旨によれば、新井議員が、町田市民病院における、平成26年7月26日午後1時08分から同日午後1時50分までの駐車場代を、会派保守連合に対して経費として提出したことがそれぞれ認められる。

15 上記カ及び上記(1)イ(ア)で説示したとおり、新井議員は、平成26年7月22日から、少なくとも同月25日まではニューヨークに滞在していたのであるから、帰国に要する時間及び時差等を踏まえると、新井議員が同月26日午後1時頃に町田市民病院の駐車場を利用することは考え難い。

したがって、上記支出は新井議員によるものとは認められず、他に会派保守連合所属の議員が支出した経費であると認めるに足りる証拠もないことから、改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

20 ク H14-152、153

25 証拠(甲16の1)によれば、上記各支出に係る領収証の記載は必ずしも鮮明ではないが、会派保守連合一覧表(駐車場代等)の、H14-152、153の「会派保守連合の主張」欄記載のとおり、支出内容につき具体的な主張がある。これに対し、原告らの主張を踏まえても、経費の支出

の対象となる行為がその客観的な目的や性質に照らして政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとはいえないから、上記各支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

5 ケ H14-162

原告らは、平成27年2月15日に、ホテル ザ・エルシィで萩生田氏の祝賀会があったこと（甲64）を根拠に、大西議員が同祝賀会に参加したことを前提に上記支出が政務活動費に該当しない旨主張するが、大西議員が同祝賀会に参加したことを認めるに足りる的確な証拠はなく、また、仮に同祝賀会に参加していたとしても、政務活動には該当しないと認めるに足りる証拠もない。したがって、原告らの主張立証を踏まえても、客観的な目的や性質に照らして政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実は認められないから、上記支出は、改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

10 コ H15-2、144

証拠（甲17の1）及び弁論の全趣旨によれば、会派保守連合は、大西議員が経費として提出した、①マイパーキング江の島についての、平成28年2月15日午後0時33分から午後1時41分までの駐車場代（H15-2）と、②駐車場名不明の、同日午後1時09分から午後2時23分までの駐車場代（H15-144）を政務活動費として計上したことが認められる。

上記各支出に係る駐車場の駐車時間が午後1時09分から午後1時41分まで重なっていることからすれば、大西議員が同時に駐車していたとは考え難い。他方、大西議員がいずれについても支出していないと認めるに足りる的確な証拠はないところ、上記各支出はいずれも400円と同額であることから、駐車場名が判明しているH15-2を大西議員が支出したも

のと認めるのが相当である。また、これについて政務活動との間に合理的
関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証された
とはいえないから、上記支出が改正前使途基準に適合していない支出である
とは認められない。

5 H15-144については大西議員の支出とは認められず、他に政務活
動との間に合理的関連性があることを認めるに足りる証拠もないことか
ら、改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

サ H15-128

10 証拠（甲17の1）及び弁論の全趣旨によれば、大西議員が、タイムズ
町田市役所の、平成27年6月22日午前9時30分から午前10時56
分までの駐車場代を、会派保守連合に対して経費として提出したことが認
められる。

15 会派保守連合は、上記支出は大西議員が議員用駐車券を忘れたために要
したものであると主張するところ、それを否定するに足りる的確な証拠は
ない。仮に議員用駐車券を用いていれば無料であったとしても、そのこと
によって上記支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことになると
はいえない。そのほか、上記支出と政務活動との間に合理的関連性を欠く
ことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとはいえない。
したがって、上記支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは
20 認められない。

シ H15-135

25 H15-179（上記(3)ウ）で説示したとおり、平成27年11月13
日午後7時から町田市立総合体育館でペスカドーラ町田の試合が行われ、
新井議員は、その観戦のために同体育館第2駐車場の駐車場代を支出した
と認められ、私的利用目的であることが推認される。被告又は会派保守連
合は、上記試合終了後はペスカドーラ町田のゼネラルマネージャーとも懇

談を行って大型ビジョンの設置に関する要望を受けた旨主張するが、H15-135の駐車時間が同日午後6時10分から同日午後8時55分までであり（甲17の1）、ペスカドーラ町田の試合が午後7時開始であったこと、試合終了後、いつ、どこでどのように上記要望を受けたかや要望を受けた経緯等の具体的事情が明らかではないことからすれば、上記推認を覆すに足りる的確な立証があるとはいえないから、上記支出は改正前使
5 途基準に適合していない支出であると認められる。

ス H16-113、143、161、165、166

証拠（甲65）及び弁論の全趣旨によれば、白川議員は同窓会組織の会
10 合に参加するために上記各支出をし、同窓会の会長と懇親を深めるなどしたことが認められ、幅広い世代や経験を有する人々と接触し、様々な意見を聞くことが政務活動と合理的関連性を有することは否定し難く、上記各支出が改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

セ H16-176から178まで

証拠（甲18の1）及び弁論の全趣旨によれば、大西議員は、「TP玉川
15 学園駐車場」についての、①平成28年5月24日午後2時15分から午後4時22分まで（H16-176）、②同日午後3時35分から午後4時11分まで（H16-177）、③同日午後3時47分から午後4時08分まで（H16-178）の各駐車場代金を、会派保守連合に対して経
20 費として提出したことが認められる。会派保守連合は、会派保守連合一覧表（駐車場代等）のH16-176から178までの各「会派保守連合の主張」欄記載のとおり、大西議員が他の2人の議員に声をかけた結果生じた経費であると主張するが、上記のとおり、各入庫時刻及び出庫時刻はそれぞれ異なっているところ、会派保守連合の上記主張を前提とすると、大
25 西議員が別の機会に他の2人の議員から領収書を受け取って自らの経費として提出したことになるが、当該議員の経費としてではなくあえて大西

議員の経費とすることとした合理的理由は見当たらず、そもそも、大西議員以外の2つの駐車場代が、会派保守連合所属の他の議員の利用によるものであると認めるに足りる的確な証拠もない。

5 以上によれば、上記各支出のうち、2つについては大西議員又は会派保守連合所属の他の議員による支出ではないと認められるが、証拠上、いずれの駐車代について大西議員が支出したかの認定をすることは困難である。そこで、最も少ない支出額であるH16-178を大西議員が支出したものと認め、H16-176、177については大西議員が支出したものと認めず、政務活動費を充当することは許されないと解するのが相当である。

10 その他の原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとは認め難いから、上記各支出は、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

15 ソ H16-171

原告らは、平成28年9月14日の駐車場代が、同月10日及び11日に開催されたイベントの打合せのために利用されることはあり得ない旨主張するが、イベント実施後の問題点や来年に向けての打合せを行うことはあり得る。その他の原告らの主張立証を踏まえても、上記支出が改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

20 タ その他の支出 (H14-86~91、93、94、96~98、101~108、110~113、115~128、130~145、147、151、154、155、157~161、163~165、167~174、176~205、207~211、213、214、216~237、H15-1、3~10、16~52、54~56、58~83、86~101、105、106、110~120、122、124~127、

129、130、137、138、140～142、145、146、H
16-61～84、88～109、112、114～117、121～1
25、127～131、133～142、144～151、154、15
5、157～160、162～164、167、170、174、175、
189～191、193～196)

原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとは認め難く、上記各支出が本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(6) 研修費に係る支出

本件各使途基準においては、「研修・研究・会議費」について、「会派が研修会等を開催するために必要な経費、他団体が開催する研修会、講習会等への参加に要する経費及び会派が行う調査研究のための調査委託に必要な経費」とされている。

ア H15-321、322 (セミナーの施設利用料等)

(ア) 証拠(甲17の2)及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、「保守連合吉田つとむ事務所」が主催した第31回市民向けのセミナー「戦時中に作られた珍しい映像作品を見る」、第32回市民向けのセミナー「平成28年度市議会開催について、他」の施設利用料に係るものであること、いずれのセミナーについても、「セミナー開催のご案内」と題する書面において、「吉田つとむの主催行事&参加行事(主催行事&参加行事のお誘い。どうぞ、お気軽にご参加ください)」、「主催：町田市議会議員 吉田つとむ事務所」との記載があることが認められることからすれば、上記各セミナーを開催した主体は吉田議員個人と解するのが自然であるようにも思える。

(イ) 他方、前説示のとおり、一般に、会派は、議会の内部において議員に

より組織される団体であり、その内部的な意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものであるから、本件各使途基準のいう「会派が研修会等を開催するために必要な経費」には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれを委ね、又は所属議員による研修会等の開催を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。

証拠（甲 5。枝番号を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、会派保守連合においては、内部的な意思決定手続に関する特別の取決めはなく、平成 26 年度から平成 29 年度まで会派保守連合の会派代表者であった新井議員が、平成 27 年度の収支報告書に H 15 - 3 2 1 及び 3 2 2 の支出を計上していることからすると、新井議員が会派保守連合の代表者として上記各支出を会派のためのものとして承認したと認められる。

また、甲 17 の 2 によれば、上記各セミナーについての案内文書において、「主催：吉田つとむ事務所 後援会の活動に関しては、基本的には別のスタイルで実施します」、「町田市議会議員 保守連合 吉田つとむ事務所」、第 32 回市民向けのセミナーの案内文書に「報告者 市議会議員 吉田つとむ（保守連合）」と記載されていることが認められることからすると、会派として市民からの意見の聴取や市民に対する議会の報告を行っていた側面があったともいえる。

(ウ) したがって、上記各支出は、「会派が研修会等を開催するために必要な経費」と認めるのが相当であり、改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

イ H 15 - 3 2 3、H 16 - 3 3 6（「ぞっこん町田' 98」サポーターズクラブの会費）

証拠（甲 17 の 2、甲 75）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は

よさこいチーム「ぞっこん町田'98」のサポーターズクラブの年会費に係るものであること、同チームは町田市を盛り上げるために町田市、町田商工会議所及び町田青年会議所を中心に踊りを中心とした新しい祭りを検討する組織の立ち上げに伴い召集されたものであり、町田市内の祭りやイベントにおいての地域活性化活動、各地で町田市のPR活動等をしていること、サポーターズクラブメンバーは、会費として年間1口1万円以上を支払うものとされているものの、上記メンバーには同チームが開催する研修会や講習会等への参加資格があると認めるに足りる証拠はなく、また、会派保守連合又は新井議員が同チームに対して調査研究のための調査を委託したという事情もないことからすれば、上記各支出は「会派が研修会等を開催するために必要な経費、他団体が開催する研修会、講習会等への参加に要する経費及び会派が行う調査研究のための調査委託に必要な経費」に該当するとは認められず、改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

ウ H16-337 (都民ファーストの会主催の勉強会)

証拠(甲18の2)及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は、小池百合子政経塾・希望の塾の入塾料・受講料5万円と振込手数料324円の合計額であること、新井議員の受講した勉強会は、東京都知事や豊島区長が地方自治の実態等につき講演をする内容が含まれることが認められる。そうすると、上記支出は「他団体が開催する研修会、講習会等への参加に要する経費」に該当するから、改正後使途基準に適合していない支出であると認められない。

原告らは、上記研修への参加自体が政治活動としての意味を持つとして研修費には該当しない旨主張するが、上記勉強会は、上記説示のとおり、地方自治の実態等に関する講演が含まれるものであり、上記勉強会を受講することと、議員としての活動との間には合理的関連性が認められるから、

原告らの上記主張を採用することはできない。

エ H17-1から3

証拠（甲19の2）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、平成29年6月1日に、「町田市議会議員（議長） 吉田つとむ（保守連合）」が開催した第33回セミナーのために支出された講師の宿泊代、講師謝金・交通費、施設使用料であり、「地場小売業・商店街の繁盛店づくりーお金を掛けずに売れない売り場を売れる売り場にー」をテーマとして、商業コンサルタントであり佐賀県において有限会社を経営する武雄信夫氏を講師としたものであること、案内文書に記載されている主催者は「町田市議会 保守連合会派 吉田つとむ事務所」とされていること、上記ア(イ)と同様、新井議員が平成29年度の支出報告書に上記支出を計上する形で承認していることが認められる。そうすると、上記各支出は、「会派が研修会等を開催するために必要な経費」に該当すると認めるのが相当であり、改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(7) 資料購入費に係る支出（H14-352～355、H15-324～328、H16-338～343、H17-75～77）

証拠（甲16の2、甲17の3、甲18の3及び甲19の3）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、いずれも、平成26年度から平成29年度までに、会派保守連合に所属する議員が一般新聞の購読のために支出した費用であることが認められる。

上記3(6)ア(ア)のとおり、一般新聞の購読は、市政に関連する政務活動として必要性及び合理性が認められるというべきであり、同時に複数の新聞を購読している場合についても、同じく必要性及び合理性が認められる。

原告らは、大西議員、新井議員及び吉田議員の一般新聞の購読の契約住所が後援会事務所所在地として政治団体登録されていたことを必要性及び合理性を否定する根拠として挙げるが、大西議員及び吉田議員については自宅と

後援会事務所を兼ねているところ(弁論の全趣旨)、自宅が後援会事務所を兼ねていることにより市政に関連する政務活動としての必要性及び合理性が失われるものではなく、原告らの上記主張を採用することはできない。また、新井議員については、自宅と後援会事務所とが異なっていたとしても、後援会事務所で一般新聞の購読をすることが政治活動に該当するとは直ちにはいえず、政務活動としての必要性及び合理性が失われるということとはできないから、原告らの上記主張を採用することはできない。

したがって、上記各支出は、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(8) 広報費に係る支出

ア 意見広告に係る支出(H14-356、H15-329、H16-345、H17-55)

(ア) 上記3(7)ウ(ア)と同様、意見広告に係る支出については、当該会派としての意見を広報する一環としての意見広告の範囲を超えていなければ、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(イ) 証拠(甲16の3、甲17の4、甲18の4、甲19の4)及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、会派保守連合が平成26年度から平成29年度まで、武相新聞に対し意見広告代を支出したものであること、平成26年度の意見広告の内容は、「税(判読不可能)に向け、野津田公園内に入浴施設とスポーツ施設を備えた「クアハウス」設置を主張!!平成26年第3回定例会において、『朝日新聞に対し「慰安婦報道」に関する誤報についての謝罪と国連の人権に関わる機関等への訂正を求める決議』を主導し可決!! 町田市議会保守連合」、平成27年度の意見広告の内容は、「税収増になる、野津田公園内に入浴施設を備えた民間設置の「クアハウス」の住民請願が採択された 「保守連合」は政党に所属しない保守系無所属の市議会議員が参画する会派です。市民の多様な意

見を聴き、保守の立場で提案を行います。 町田市議会保守連合」、平成28年度の意見広告の内容は、「市職員等の給与を計8,630万円引き上げる条例案に反対！様々な予算を削る中での公務員給与の引き上げは許さない！ 町田市議会保守連合」、平成29年度の意見広告の内容は、「税金を一円も使わずにクアハウス（温泉利用の健康増進施設）まもなく実現！職員給与の引き上げに町田市議会で唯一、会派全員が反対！ 町田市議会保守連合」であることが認められ、その内容が会派保守連合としての意見を広報する一環としての意見広告の範囲を超えているとはいえない。

以上からすれば、上記各支出は、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

イ 報告書等の印刷代等に係る支出

上記3(7)エと同様、報告書等の印刷代等については、その記載内容等を踏まえて本件各使途基準の定める広報費に該当するか否かを検討し、選挙に向けての得票活動に係る記載がある場合には、その記載内容に応じ、その一部又は全部につき本件各使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

(ア) H16-344

証拠（甲18の4）及び弁論の全趣旨によれば、新井議員が、平成28年11月24日に、同年の活動報告を記載したはがきを郵送するために上記支出をしたこと、同はがきには新井議員の会派保守連合の代表としての活動内容の記載があることがそれぞれ認められる。

原告らの主張立証を踏まえても、上記支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとはいえないから、上記支出が改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(イ) H17-49、50

証拠（甲19の4、丙B2～10）によれば、吉田議員が、平成29年11月29日に市議会報告（平成29年11月号秋号）の印刷代として22万7232円（うち432円手数料）及び17万8632円（うち432円手数料）を支出したこと、吉田議員は定期的に市議会報告を発行していたこと、市議会報告（平成29年11月号秋号）には吉田議員の活動内容が記載されているが、選挙のための得票活動を疑わせる記載はなく、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとはいえない。

したがって、上記各支出が改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(ウ) H17-52、53、67、68、70、71

証拠（甲19の4）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出に係るチラシの請求書は平成29年12月から平成30年1月付けであること、同チラシには新井議員のプロフィールに加え、「約16年間で約25億円のコスト削減・財源捻出という確かな実績！」、「新井よしなおのやりたいこと それはこれから町田市が直面する課題を『解決』すること」、「その仕事はまだ道半ばです。持続して発展する町田市を創る仕事を、引き続き「新井よしなお」にさせてください。」との記載があること、平成30年2月に町田市議会議員選挙の実施が予定されていたことが認められることからすれば、上記各支出は、町田市議会議員選挙に向けた得票活動に係るものであると認められ、そうすると、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたといえる。これに対し、被告又は会派保守連合においてこれを覆す適切な立証は行われていない。

したがって、その記載内容に鑑み、上記各支出の全額につき改正後使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

(エ) H17-54、57、58

証拠（甲19の4）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出に係るチラシの請求書は平成29年12月から平成30年1月付けであること、同チラシには、1枚目冒頭に大きく、「皆さんが納められた税金25億円以上のムダ使い削減や財源づくりをした市議会議員をご存じですか？他の議員と実績をぜひ比べてみてください」との記載があり、新井議員の写真に吹き出しの形で、「平成14年から4期16年の間に、行財政改革や町田市民病院改革（中略）様々な分野について議会で取り上げ、多くの実績をあげてきました。」との記載があること、平成30年2月町田市議会議員選挙の実施が予定されていたことが認められることからすれば、上記各支出は、町田市議会議員選挙に向けた得票活動に係るものであると認められ、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたといえる。これに対し、被告又は会派保守連合においてこれを覆す適切な立証は行われていない。

したがって、その記載内容に鑑み、上記各支出の全額につき改正後使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

(オ) H17-56

証拠（甲19の4）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出に係るチラシの請求書は平成30年1月11日付けであること、上記支出に係るチラシには、新井議員の玉川学園地域に関する活動内容の記載があり、「4期16年の間、玉川学園地域の発展のために尽力してきました。」「生まれ育ったまち、玉川学園」、「任期中に様々なお話をいただき、行動してきました。」との記載があり、「新井よしなおさんを応援しています。」と

5 の都議会議員の写真付きのコメントが記載されていること、平成30年2月町田市議会議員選挙の実施が予定されていたことが認められることからすれば、上記各支出は、町田市議会議員選挙に向けた得票活動に係るものであると認められ、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたといえる。これに対し、被告又は会派保守連合においてこれを覆す適切な立証は行われていない。

したがって、その記載内容に鑑み、上記各支出の全額につき改正後使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

10 (カ) H17-59、60、66

証拠（甲19の4）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出に係るチラシの請求書は平成30年1月付けであること、同チラシは、新井議員の活動内容の記載があり、「25億円以上のムダ削減実績や他の活動の詳細は別の活動報告に掲載しております。ご連絡をいただければお届けにあがります。下記事務所までお気軽にご連絡ください。」との記載があること、「新井よしなおさんを応援しています。」、との都議会議員の写真付きのコメントが記載されていること、平成30年2月町田市議会議員選挙の実施が予定されていたことが認められることからすれば、上記各支出は、町田市議会議員選挙に向けた得票活動に係るものであると認められ、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたといえる。これに対し、被告又は会派保守連合においてこれを覆す適切な立証は行われていない。

したがって、その記載内容に鑑み、上記各支出の全額につき改正後使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

25 (キ) H17-61、69

証拠（甲19の4）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出に係るチ

5
10
15
20
25
ラシの請求書は平成30年1月付けであること、同チラシには、冒頭の「新井よしなお」の文字の下に「応援しています。」との都議会議員の写真付きのコメントが記載されていること、「今回は新井よしなおがこれまで取り組んできた内容をお伝えいたします。前回選挙公約の進捗報告、25億の削減詳細は別の活動報告に載せています。」との記載があること、平成30年2月に町田市議会議員選挙の実施が予定されていたことが認められることからすれば、上記各支出は、町田市議会議員選挙に向けた得票活動に係るものであると認められ、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたといえる。これに対し、被告又は会派保守連合においてこれを覆す適切な立証は行われていない。

したがって、その記載内容に鑑み、上記各支出の全額につき改正後使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

(ク) H17-51、62から65まで、72

15
証拠（甲19の4）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、上記（ア）ないし（オ）のチラシ等の郵送代等であると認められるところ、上記（ア）ないし（オ）の各支出はいずれも改正後使途基準に適合していない支出であるから、そのための郵送代等についてもその全額につき、改正後使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

20
ウ 大西議員に係る支出（H17-73、74）

25
証拠（甲19の4）及び弁論の全趣旨によれば、大西議員は、チラシのポスティング等の代金として、平成30年2月4日に21万5250円、同年3月5日に23万5105円を支出したこと、当該チラシ（平成29年12月10日号）には、選挙活動に向けての得票活動に係る記載は見当たらないことからすれば、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事

事実が主張立証されたとはいえない。

したがって、上記各支出は改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(9) 通信運搬費に係る支出

ア はがき代等に係る支出 (H14-357~359)

証拠(甲16の4、丙A10)及び弁論の全趣旨によれば、会派保守連合が、会派保守連合一覧表(通信運搬費)欄の、H14-357から359までの各「支出日」欄の各支出日の、同「支出内容」欄の支出内容に係る同「支出金額」欄記載の費用を通信運搬費として計上したこと、新井議員は平成27年1月7日に郵便局において50円はがき460枚(2万3000円)を52円はがき450枚(2万3400円)と交換し、その際、交換手数料2300円と交換差金(50円はがき460枚と52円はがき450枚の差額400円)の合計2700円を支払ったこと、平成27年1月頃に、新井議員が平成26年の活動報告を記載したはがきを送付したことが認められる。

(ア) 上記認定事実によれば、新井議員は、平成27年1月7日、保有していた50円はがき460枚(2万3000円)を52円はがきと交換したものであり、52円はがきの購入のために現金2万3400円を支出したのではないことから、H14-359の支出は実態のないものであり、政務活動費を充当することは許されない。

これに対し、H14-358は、上記はがき交換の差額のために生じた交換手数料と交換差金であるところ、郵便料の改定に伴いはがきを交換することは社会的に合理性があるから、改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(イ) 原告らは、上記各支出により購入したはがきを郵送した事実が確認できない旨主張するが、新井議員が活動報告を記載したはがきを送付した

時期と上記各支出日が近接していることからすれば、H14-357で購入したはがき及びH14-358で交換したはがきはいずれも新井議員の活動報告のために用いられたと認めるのが相当である。

5 そのほか、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとはいえない。

したがって、H14-357、358の各支出は、改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

10 イ 新井議員の通信費に係る支出 (H14-360、H15-330、H16-347、H17-78)

(ア) 平成27年度及び平成28年度の通信費に係る支出 (H15-330、H16-347)

15 a 証拠(甲17の5、甲18の5)によれば、新井議員が平成27年度及び平成28年度に実際に支出した通信費の金額は、別表H1-1及び別表H1-2の各「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

20 原告らは、固定電話番号の所在地は新井議員の後援会事務所所在地と同一であるとして固定電話の利用料金等に政務活動費を充当することは許されない旨の主張をするが、丙A11において同番号は事務所問合せ先の番号とされていること、そのほか同番号が政務活動の目的で使用されていなかったと認めるに足りる的確な証拠はないこと、一般的に議員の活動が広範に及ぶことを考慮すると、原告らの上記主張を採用することはできない。

25 b 一方、新井議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、

私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、新井議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表H1-1及び別表H1-2の各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派保守連合が政務活動費を違法に充当した額は、別表H1-1及び別表H1-2の各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

(イ) 平成29年度の通信費に係る支出（H17-78）

証拠（甲19の5）によれば、新井議員が平成29年度の実際に支出した通信費等の金額は、別表H1-3の「議員の実際の支出金額」欄のとおりであること、au電話料金の明細は明らかではなく、同料金の案内文書には「au合計台数2台」と記載されていることが認められる。

上記認定事実及び別表H1-3の「議員の実際の支出金額」欄の「au電話料金」欄の金額がいずれも2万6000円を超えており高額であることを併せ考えると、新井議員の電話料金以外の金額が含まれていると認めるのが相当である。新井議員の電話料金の金額を認めるに足りる証拠はないが、裁判所が平成27年度において適法と認める携帯電話利用分（KDDI利用分）合計6万6167円（13万2334円×1/2）と平成28年度において適法と認める携帯電話利用分合計7万6614円（15万3227円×1/2）の平均値である7万1390円の限度で改正後使途基準に適合している支出と認めることとし、それを前提に認定する適法支出額は別表H1-3の「裁判所の認定する適法支出額」欄記載のとおり、8万5646円と認めるのが相当であり、会派保守連合が政務活動費を違法に充当した額は、別表H1-3の「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

(ウ) 平成26年度の通信費に係る支出 (H14-360) について

証拠(甲16の4)及び弁論の全趣旨によれば、会派保守連合が平成27年4月30日付けで作成した平成26年度の通信費の支払証明書には、「新井議員 15,000円×12ヶ月=180,000円」との記載があるのみであること、大西議員、吉田議員及び白川議員についても同様の記載があることが認められ、新井議員が通信費として実際に支出した金額やその内訳を認めるに足りる証拠はない。また、新井議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、議員の広範な活動に鑑みれば、当該通信機器の使用が政務活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、その2分の1である9万円の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認めるのが相当である。

したがって、上記支出のうち、会派保守連合が政務活動費を違法に充当した額は、会派保守連合の計上した支出金額18万円から上記9万円を控除した金額である9万円と認めるのが相当である。

ウ 大西議員の通信費に係る支出 (H14-361、H15-332、H16-346)

(ア) 平成26年度の通信費 (H14-361)

上記イ(ウ)と同様、平成26年度に大西議員が通信費として実際に支出した金額やその内訳を認めるに足りる証拠はなく、大西議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、議員の広範な活動に鑑みれば、当該通信機器の使用が政務活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、その2分の1である9万円の限度で改正前使途基準に適合している支出である

と認めるのが相当である。

したがって、上記支出のうち、会派保守連合が政務活動費を違法に充当した額は、会派保守連合の計上した支出金額18万円から上記9万円を控除した金額である9万円と認めるのが相当である。

5 (イ) 平成27年度の通信費（H15-332）及び平成28年度の通信費（H16-346）

a 証拠（甲17の5、甲18の5）によれば、大西議員が平成27年度及び平成28年度に実際に支出した通信費の金額は、別表H2-1及び2-2の各「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

10 原告らは、大西議員の個人宅が後援会事務所と兼ねているために固定電話料金に政務活動費を充当することが許されない旨の主張をするが、上記固定電話が政務活動の目的で使用されていなかったと認めるに足りる的確な証拠はないこと、一般的に議員の活動が広範に及ぶことを考慮すると、原告らの上記主張を採用することはできない。

15 b 一方、大西議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、大西議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表H2-1及び別表H2-2の各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、
20 会派保守連合が政務活動費を違法に充当した額は、別表H2-1及び別表H2-2の各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと
25 認めるのが相当である。

エ 吉田議員の通信費に係る支出（H14-362、H15-331、H

16-349、H17-79)

(ア) 平成26年度の通信費 (H14-362)

上記イ(ウ)と同様、平成26年度に吉田議員が通信費として実際に支出した金額やその内訳を認めるに足りる証拠はなく、吉田議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、議員の広範な活動に鑑みれば、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、その2分の1である9万円の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認めるのが相当である。

したがって、上記支出のうち、会派保守連合が政務活動費を違法に充当した額は、会派保守連合の計上した支出金額18万円から上記9万円を控除した金額である9万円と認めるのが相当である。

(イ) 平成27年度から平成29年度までの通信費 (H15-331、H16-349、H17-79)

a 証拠 (甲17の5、甲18の5、甲19の5) によれば、吉田議員が平成27年度から平成29年度までに実際に支出した通信費の金額は、別表H3-1から別表H3-3までの各「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

原告らは、吉田議員の個人宅が後援会事務所と兼ねているために固定電話料金に政務活動費を充当することが許されない旨の主張をするが、上記固定電話が政務活動の目的で使用されていなかったと認めるに足りる的確な証拠はないこと、一般的に議員の活動が広範に及ぶことを考慮すると、原告らの上記主張を採用することはできない。

b 一方、吉田議員の通信機器の使用実態について客観的に認定す

るに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、吉田議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表H3-1から別表H3-3までの各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派保守連合が政務活動費を違法に充当した額は、別表H3-1から別表H3-3までの各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

オ 白川議員の通信費に係る支出（H14-363、H15-333、H16-348）

(ア) 平成26年度の通信費（H14-363）

上記イウと同様、平成26年度に白川議員が通信費として実際に支出した金額やその内訳を認めるに足りる証拠はなく、白川議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、議員の広範な活動に鑑みれば、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、その2分の1である9万円の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認めるのが相当である。

したがって、上記支出のうち、会派保守連合が政務活動費を違法に充当した額は、会派保守連合の計上した支出金額18万円から上記9万円を控除した金額である9万円と認めるのが相当である。

(イ) 平成27年度及び平成28年度の通信費（H15-333、H16-348）

5
10
15
20
25

a(a) 証拠(甲17の5、甲18の5)によれば、白川議員が平成27年度及び平成28年度までに実際に支出した通信費の金額は、別表H4-1及び別表H4-2の各「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

なお、証拠(甲17の5)によれば、平成27年度の通信費のうち、別表H4-1のソフトバンク利用分料金2の支払分のうち、平成27年4月から同年8月まで請求分には「分割支払金」1400円が含まれているところ、仮にこれが携帯電話機の分割支払金であれば、既に説示したとおり、改正前用途基準においては携帯電話機の分割支払金は政務活動費を充当することは許されず、そのほか上記「分割支払金」が通信費に係る支払であると認めるに足りる証拠はないため、白川議員が実際に支出した通信費の金額からは除外するのが相当であるから、別表H4-1においては上記1400円分を控除した。

b) 原告らは、固定電話番号の所在地は白川議員の後援会事務所所在地と同一であるとして政務活動費を充当することが許されない旨の主張をするが、そもそも白川議員は会派保守連合に対して固定電話料金を政務活動費として提出していないこと、そのほか上記各支出に係る通信費が政務活動の目的で使用されていなかったと認めるに足りる的確な証拠はないこと、一般的に議員の活動が広範に及ぶことを考慮すると、原告らの上記主張を採用することはできない。

b 一方、白川議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、白川議員が通信費として支出した金額の2分の1(別表H4-1及び別表

H4-2の各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額)の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派保守連合が政務活動費を違法に充当した額は、別表H4-1及び別表H4-2の各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

5
(10) 会派保守連合の違法支出額についてのまとめ

会派保守連合が政務活動費として交付を受けた金額のうち、町田市に不当利得として返還するべき義務を負う金額は、別紙1-3「会派保守連合総括表」の⑥「返還請求額」の「合計」欄記載のとおりであり、各項目ごとの違法支出額は、各項目の「違法支出額」欄記載のとおりである。

10
6 争点3 (悪意の受益者該当性又は遅延損害金の発生の有無) について

原告らは、①本件各使途基準に反する支出について不当利得返還請求権が生じることを前提に民法704条に基づく利息金が発生し、②仮に上記支出を「支出」と認める余地がない場合には残余金返還請求権が発生し、その履行遅滞に基づく遅延損害金が発生している旨主張する。

15
前説示のとおり、本件各会派は、本件各使途基準に反する支出について、町田市に対して不当利得返還債務を負うものであるから、上記①の民法704条に基づく利得金の発生の有無について検討する。

20
民法704条の「悪意の受益者」とは、法律上の原因のないことを知りながら利得した者をいい、政務活動費からの各支出については、議員の政務活動との間に合理的関連性が認められない支出(本件各使途基準に適合しない支出)であることを認識しながら利得した者をいうものと解すべきである。一方、議員の政務活動との間に合理的関連性が認められるか否かは、法的評価に関わる問題であるから、当該支出が合理的関連性を有しないことが明らかな場合でない限り、合理的関連性が認められないことについて悪意であると認めることは
25
できないというべきである。

これを本件についてみると、議員の政務活動との間に合理的関連性を有しない違法な支出であると認められた各支出は、いずれもその行為が行われた当時において、合理的関連性を有しないことが明らかであったとまではいえないから、本件各会派が、上記各支出の際に悪意であったと認めることはできない。

もともと、本件各会派は、本判決確定の日において、別紙1-1「会派まちだ市民クラブ総括表」、別紙1-2「会派自民党総括表」及び別紙1-3「会派保守連合総括表」の⑥「返還請求額」の「合計」欄記載の金額について、議員の政務活動との間に合理的関連性を有しない違法な支出であると確定的に認識することができるから、本判決確定の日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正後のもの）所定の年3分の割合による法定利息の返還義務を負担するものというべきである。

第4 結論

以上によれば、原告らの請求は、被告に対し、①会派まちだ市民クラブに対して480万1514円の不当利得返還請求、②会派自民党に対して351万4723円の不当利得返還請求、③会派保守連合に対して175万8795円の不当利得返還請求及びこれらに対する本判決確定の日から支払済みまで年3分の割合による利息の支払請求をすることを求める限度において理由があるから、これらを認容し、その余の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官

品田幸男 

裁判官

横井靖世 

5

裁判官

彦田まゆ穂 

